

平成21年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成21年3月6日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成21年3月18日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	延会	平成21年3月18日 午後4時56分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	山口 久義
	副市長	古賀 一也	こども課長	井上 嘉徳
	教育長	杉崎 士郎	産業建設課長	宮崎 和則
	会計管理者	山口 克美	学校教育課長	福田 義紀
	嬉野総合支所長	岸川 久一	社会教育課長	植松 幸男
	総務部長	森 育男	総務課長(支所)	坂本 健二
	企画部長	田代 勇	市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	健康福祉部長	大森 紹正	新幹線整備課長	須賀 照基
	産業建設部長	江口 幸一郎	観光商工課長	一ノ瀬 真
	教育部長	桑原 秋則	健康福祉課長	
	総務課長(本庁)	片山 義郎	農林課長	松尾 保幸
	財政課長	田中 明	建設課長	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)	中島 直宏	環境下水道課長	池田 博幸
	企画企業誘致課長	三根 清和	農業委員会事務局長	
	地域づくり課長	中島 文二郎	水道課長	角 勝義
福祉課長	近藤 ヒデ子			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

平成21年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成21年3月18日（水）

本会議第5日目

午前10時 開 議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第1号 嬉野市国土利用計画審議会条例について
 - 議案第2号 嬉野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第3号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第4号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第5号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第6号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第7号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第8号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について
 - 議案第9号 嬉野市高齢者等肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例について
 - 議案第10号 訴えの提起について
 - 議案第11号 嬉野市土地開発公社定款の一部変更について
 - 議案第12号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）
 - 議案第13号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 - 議案第14号 平成20年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第15号 平成20年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第16号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第17号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第18号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第19号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第20号 平成20年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）

午前10時 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日大変お疲れさまでございます。本日より議案質疑に移るわけでありませけれども、1年の当初予算を審議する極めて重要な機会でもありますので、慎重審議のほどをよろしくお願い申し上げておきたいと思ひます。

本日は梶原睦也議員が遅刻であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案質疑を行います。

議案第1号 嬉野市国土利用計画審議会条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号 嬉野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

今回、母子自立支援員、それと家庭相談員を非常勤の特別職ということでされたわけですが、この特別職にした理由ですね。それについて、まずお伺いしたいのと、それと、これは1カ月、実働何日ぐらいとなるのか。また、1日の勤務時間というのはどのぐらいを

想定されているのか、そこら辺についてお伺いいたします。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

まず、非常勤特別職にした理由から申し上げます。

従来も、実は非常勤特別職ではございました。非常勤特別職の中で嘱託職員という位置づけでございまして、勤務の年限に限りがあったところでもございまして、この職務の性格上、専門性が必要ということと、経験がその職務の遂行上必要ということで、勤務の限定を解きまして、連続して長い年限雇用できるようにということで今回の改正になっております。

勤務の日数については、月13日の勤務日数です。時間については、1日8時間勤務の13日の勤務ということでございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

専門性のある方がなっていないわけですがけれども、じゃ、逆にお聞きしますけれども、この自立支援員、家庭相談員、これについては専門性を求められているわけですがけれども、何か免許なんかをお持ちなんですか。

それと、いわゆる長期的に行った方がいいということで、こういう条例改正で、それは理解するわけですがけれども、この13日の実動というのは、本来それぐらいで済むのかですね。例えば、家庭相談員等については、いろんな相談の内容については月の13日ぐらいで済むような問題じゃない部分もあると思うんですよね。今日まで、その13日で済んだのかどうかですね。

それと、月額123千円となっておりますけれども、これについてはどういう根拠でもってそういう金額を設定されたのかということをお伺いいたします。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

まず、勤務日数について、この日数で十分なのかということでございます。確かに家庭相談員につきましても、日数的に不足する——今のところうまく回ってはいってはいませんが、相談というのが、必ずしもいつ相談があるというのは想定されない部分もありますので、この日数そのもので何とかやっていかなければならないというのが実情といえども、そういう相談の件数あたりも年々増加はしておりますので、今2人体制ですがけれども、これが数年か経過すれば増員の必要が出てくるのかもしれないということは考えております。

それから、123千円の根拠につきましても、合併時に周辺の市町の状況を勘案しながら決

定した金額でありました。

なお、母子自立支援につきましては、日数が16日と、それから月額報酬につきましては156千円でありました。しかしながら、母子自立支援員と家庭相談員の勤務の内容等を勘案しまして、差があるのは芳しくないというような状況から金額については同額としたところでございます。

○議長（山口 要君）

もう1つ、免許。免許が要るのか。（「何かの免許を持つとんしゃつとですか」と呼ぶ者あり）

○健康福祉部長（大森紹正君）

免許については、養護教諭の資格をお二人お持ちで、あと母子自立支援については保育士の資格でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

大体わかるんですけども、まず自立支援員と家庭相談員を同額にしたということで、したら自立支援員については3万幾ら減らされているわけですね。そういうことでやっていけるのか。ということは、逆に別の予算の中からいわゆるオーバーした分は現実払っているということでしょう。それともう1つは、家庭相談員についても今日の社会情勢からすれば相談事もふえるだろうし、要するに夜間の相談事だってあるわけですね。そうすると、当然この123千円で済むわけないというふうに理解しておっていいわけですね。そこら辺について、オーバーした分については当然超過勤務手当はないけれども、別のところから月額報酬プラス幾らかの手当が出ているということで理解していいんですか。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

まず日数が減ったことですかね。（「まず報酬を同等にしたわけでしょう。3万幾ら減らしたわけでしょう」と呼ぶ者あり）報酬を同等にしましたけれども、勤務の日数に差がありましたので、16日と13日の差ということでございましたので、勤務の日数も合わせたということで、金額についても合わせたということでございます。

それと、確かに夜間に出ることもあります。そういった場合は、勤務時間との調整によって、対応しているということでございます。例えば、2時間夜間に出た場合は、昼間勤務の時間の時間数を調整するというで行っております。（「もう一回よかですか」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

いいです。

○20番（山田伊佐男君）

済みません。そしたら、日にちを調整するというので、例えば13日を超えることはないというふうに理解をしていいのか。それとも、今後は13日を超える場合もあり得ると。その超える部分については、金額面も含めてどういう対応をされるんですか。それだけ。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

勤務の日数については、その日数を超えないように行っております。（「超えた場合はどうするんですか」と呼ぶ者あり）

今のところ、超えた場合はございませんけれども、翌月の日数で調整するのか、そういったことができないならば、超過勤務相当の分を勘案するのは検討をしなければいけないと思います。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

山田議員の関連質問ですが、この第5号の議案について、母子自立支援員とそれから家庭相談員というけど、何年対象に、これは継続していくのか。

そしてもう1つは、対象者がどういうふうな人が対象になるのか、選考基準はどういうふうにされるのか、2点お尋ねします。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

勤務の年数については、今のところ何年という想定はしておりませんが、働ける年齢の上限はそこで設定しなくちゃいけないのかなというふうに思っています。

○議長（山口 要君）

対象者。

○健康福祉部長（大森紹正君）

相談を受ける対象者ですか。（「いや、相談を受けるじゃなくて」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

家庭相談員につきましては、学校教育法に基づく大学で、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、もしくは社会学を専修する学科、またこれに相当する課程を卒業した者、あるいは医師、あるいは社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者、あるいは以上に準ずる者が家庭相談員ということで規定されております。母子自立支援につきましては、特別な規定はございません。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

期間においては、まだ定かではないし、設定していないというけど、10年でも5年でも期間限定やないと私は認めますけど、その点を再確認します。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

期間については特に想定しておりませんが、定年となるような年限で区切るということ想定しております。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

母子自立支援員の期間は限定されなくても、母子自立支援に値する母子の方は現在何人ぐらいいらっしゃるのか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

こども課長。

○こども課長（井上嘉徳君）

児童扶養手当を受給しておられる方という数字では253人いらっしゃいます。あと、ひとり親家庭等の受給対象者としては314名で、今年現在では304名の数となっております。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今回は、議案第7号の件について、まず、ごみ袋関係の全部手数料の改正ということで出されております。この点につきましては、現在のごみ袋の料金、あるいは粗大ごみ関係については、なかなか現状では足りないということは、以前お聞きを시켰ったわけですね。随時値上げという方向性も伺っておったわけなんですけど、合併をして3年過ぎた段階で今回上げられたわけなんですけれども、結局、今後のごみ袋関係、一般あるいは事業系のこういうふうなごみ袋の値上げの計画性というものがあられるのかどうかですね。今回、3年目にして上げられたわけなんですけれども、また今後3年目ぐらいにはやはり改正の方向性をとるという可能性があるのか。多分あるだろうと思うんですね。そういう計画性までとって、今回値上げがされたのかどうかという点と、特に今、かなり経済状況が厳しい中で今回値上げをされたわけですよ。値上げせざるを得ないということに関しては私も理解をるところであるんですけども、なぜ今回上げられたのかなと。できれば、あと1年ほど待って、ある程度経済状況が安定した段階を見きわめて値上げをされたほうがよかったんじゃないかなという気もするわけなんですけど、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

なぜ今回かということでございますけど、いろいろ事情がございまして、19年度の実績で使用料と、それからごみ処理経費の差額が170,000千円あると。それから、有価物も北京五輪以降どんどん下がっているということで今回の値上げになったわけでございますけど、できれば我々としても市民の負担を強いるのは心苦しいということでございますけど、合併協議のときの中で幾らか単価もアップをしております。3年目ということでございまして、近隣の市町村との比較を検討してみましても、今回の値上げで大体近隣の市町なみの手数料になるというふうなことを判断いたしまして、今議会にお願いをしているところでございます。

それから、手数料の今後の動向ということでございますけど、西部広域関係の負担金等もかなりアップをするというふうなことでございまして、通常の公共料金につきましては3年ないし5年のスパンで見直すのが妥当というふうなことで、現在、今回値上げをしたことにつきましては、3年後、5年後というふうなことは検討をしておりますので、とりあえず今回は今後の検討分につきましては検討をしていなくて、当面の支出の一般財源からの持ち

出しの軽減と、それから行革等の中でも手数料等の見直しをうたわれておりますので、今回お願いをしているものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

御説明を聞ければ、大体納得はしていくわけなんですけれども、それでは近隣の市町村のごみ袋ですね。一般廃棄物のごみ袋が嬉野市と比較して幾らなのかという、そのあたりの御答弁と、現在のところは3年から5年の見直しというものが大体あるけれども、決めていないということなんです、私が思うには、やはりその点、これから伊万里のほうに新しくごみ処理場ができますよね。それによって、また負担金増もかかってくるわけですよね。そうなったときに一般会計からの繰出金、金の払いもふえてくるわけなんです、そのあたりを見きわめるときに、やはり伊万里で今度新しくつくる処理場との稼働に合わせて、また今後、負担金増が来るならば、このあたりのごみ袋の改定についても、ある程度計画的な目標というものはもうつくっていかなければ、目の前にあって、今回みたいにぼんと出てきても、なかなか賛同を得られにくいと思うんですよ。

やはりそういうふうないろんな支出というものは完全にわかっているわけなんです、伊万里のほうで27年度稼働です。それから、結局嬉野市としては負担金が出てくるわけです。今でも負担金ありますよね、広域に対する負担金。でも、今のところはまだ建設自体に入っていないから、大きな負担金というものは発生していませんが、実際これは工事、用地買収、あるいはその次の建設となってくれば、随時負担金もふえていくわけですよ。だから、持ち出し金というものについては大体ある程度計画性ができていくわけなんです、それに伴って、やはりごみ袋関係も上げていかなければならないという方向性があるならば、その辺についても、やはり3年後についてはこういうふうになるという可能性も、ある程度示しながらいかないと、今回のみたいにぼんと出てきた場合は、さっき言いましたように、どうしても経済状況厳しい中で何で上げるのかという、やはり感情論的なものになるわけですよ。だから、そのあたりも含めたところで論議というか、出していただきたいという気がするわけなんですけども。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

近隣の市町のごみ袋の単価ということでございますけど、燃やせるごみにつきましては、今回当市といたしましては40円の改定をお願いしておりますけど、鹿島市さんも40円、それ

から武雄市さんにつきましては、容量がうちの場合は40リットルでございますけど、35リットルで30円、それから太良町さんは同じく40円、それから燃やせるごみの小でございますけど、今回お願いしているうちの単価の20円ということで、鹿島市さんも20円、武雄市さんは17円、それから太良町さんは30円というふうになっております。

それから、西部広域組合の今後の負担金というふうなことでございますけど、一応用地等の購入費を除きまして、大体の概算の事業費が160億円程度というふうなことで設定をされております。その中で、いろいろ国庫補助、あるいは起債、それから交付金等の持ち出し分を除きまして、純然たる一般財源からの持ち出しというふうなことで、12%程度が当市の一般財源からの持ち出しになるというふうなことで、起債につきましては償還金が出ますけど、今後の負担金の規模等考えられますし、その辺は27年度稼働に向けて今動いておりますので、十分負担金等の今後の発生の状況を見ながら、また検討する時期には検討をする必要があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

関連ですけどもね、私も所管のほうで、ある程度お尋ねしておりましたけど、たまたま現時点とこれを……

○議長（山口 要君）

所管やない。

○19番（平野昭義君）

あつ、そうか。済みません。私がメモをしておるところでは、これをした場合は全体で500千円程度多く収入が入るといふふうに聞いておりますけど、それは間違いございませんかね。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

見込みということで、提案理由の説明の中では6,000千円程度というふうな御説明を申し上げたかと思えます。500千円という数字は、私は記憶して――6,000千円程度の収入増というふうなことで、初日の議会のときには御説明したかと記憶しております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今いろいろ環境問題が厳しいですけど、やっぱりそれに関心持つためには、こういうのを余りにも6,000千円から6,500千円程度の全体的に値上げをするよりも、もう少し何かほかの方法を考えて予算を考えていただきたいということは……。何せこういうふうな不景気ですから、値上げ値上げじゃなくして、何かほかの方法で大きな金が、6,500千円ぐらいは何とかならんかなと、全体的な予算の中で工夫されんやったかということを私は言いたいですけど。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

6,000千円程度というふうなことでございますけど、これは施行日が10月1日ということで、半年間の収入増と、駆け込み需要もありますので、見込みどおりその6,000千円が収入増になるかはちょっと不透明でございますけど、年間にしたら10,000千円超えるというふうな予測で、ほかの事業を削ってでもというふうなことでございますけど、幾らかの財源の確保ということで今回アップをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

こういうふうな粗大ごみあたりがこういうふうに上がっていけば、不法投棄ですかね、上久間の大木庭線にも二、三年前ですね、トラック4トン車で2台ぐらいあったと。その中には冷蔵庫とかテレビとか、結局、特にテレビが今度はデジタルに変わるとなれば、もう古い物は山に捨てようかというふうな悪質な者もおるかわからんし、ですから、やっぱりこういうふうな返還金的には、ある程度それを値上げという空気が発したら、そういうふうになりませんか。特に捨てるものは上さん捨てんけん、下さん捨てるけんが、持って上がらにゃいかんわけですよ。あれは大変ですよ。ですから、できればもうちょっと6,000千円から6,500千円の嬉野市ぐらいならば、今度はちょっと一応値上げを見送ったほうがいいと私は思います。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えいたします。

値上げにより不法投棄等がふえるんじゃないかというふうな御質問でございますけど、そ

れにつきましては、十分廃棄物関係の監視員等もおりますので、その中で十分不法投棄につきましては監視をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

質問をいたしますけれど、ごみ袋の値上げ、わからないわけではないんですが、そういう中で、新年度の当初予算でも言おうかと思ったんですけど、関連やっけんが今言いますけれど、例えばこのごみ袋を値上げする。要するに収入が6,000千円、6,500千円程度上がる。これ以外に、例えば今、市の封筒あたりに広告を出しているわけですね。そういうことで収入増を見込むためにごみ袋に、いわゆる広告等を入れて、幾らかかなりの収入を得ようとする、そういう考え方は起きなかったのか、お聞きをいたします。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

収入増を値上げだけに頼らず、袋に広告物の掲載をということでございますけど、今のところ、統一した袋を使用しております、そのごみ袋の単価そのものも非常に今までの単価で入るかどうかが、ちょっと不透明でございます。ごみ袋への広告物の掲載というのにつきましては、今回は検討をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

これは、よそでは自治体によってはやっておられるところもあろうかと思うんですよ。ごみ袋にある企業の、いわゆるそういうエコに関する企業だとか、そういうところの広告を掲載して、なるべくごみを出さないようにしましょうと。それは企業のコマーシャルにもなるし、市民のそういう資源の無駄を出さないと、そういうことでやっているところもあるわけです。だから、当然これは市民が負担をする。わかります。今後、西部広域とかいろんなことでそういう負担をしていかなければならない。ごみ袋もよそに合わせなければならぬというのはわかるわけですが、それはわかりますが、しかし行政として市民だけに負担をかけるんじゃないで、行政ができるそういうサービスも、当初予算ではたしか19,000千円ほどのごみ袋の作製費用が出ているかなと思うわけです。それを考えたら、それをつくる際には、ぜひそういうことも他の自治体あたりを参考にしながら、できるものなのかどうなのか。幾

らかでもそういうところで収入を上げていくというふうな努力もぜひしておきたいということを今言っておきます。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えいたします。

そういうふうな手法で幾らかでも収入増が図られるのか検討をしていきたいというふうに考えております。今回、値上げをする中で、広域的なごみ袋を作製したらどうかと。大量に発注すれば単価等もかなり割安になるというふうなことで、先ほど言われましたように、西部広域等が稼働いたしますと、広域広範囲なごみ袋の統一というふうなことも可能でございます。そうなれば、入札単価等もかなり下がってくるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

今回の条例改正は、進出しやすい条件の整備だろうというふうに思います。その中身的には固定資産税の課税免除が3カ年やったのが5年に延ばしたと。それと設置奨励金ですか、この交付についても見直しがなされておるわけですがけれども、これは見直した要因というのはほかの自治体と比較して、見落としたということだけの判断でよろしいのでしょうか。それとも、ほかの考え方があるのでしょうか。そこら辺についてお伺いをいたします。

それともう1つは——もう一回しか質問しませんので。進出企業が来やすいように各自治体は条例で設置を競うわけですね。しかし、もうほとんど全国横並びなんですよ。九州でもほとんど、佐賀県でも条例は一緒と。ほかの方策でもって企業誘致をできるようにするという方向性にならなければ、もう条例では限度があるということだろうと思いますけれども、新年度予算でも出ていますけれども、一応企業誘致をするに当たっての今後の考え方だけ、関連する質問になりますけれども、そこら辺お答えをいただければと思います。

1回の質問で終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

お答えします。

今回の企業誘致条例の一部改正につきましては、先ほど議員申されるとおり、近隣の市町村と比べまして、特に佐賀県の西部地区の武雄市、鹿島市、小城市あたりと条例の比較をしてみますと、よそはもう既に5年、10年というふうな形での条例改正をされておりまして、若干そういった課税免除、あるいは設置奨励金の交付の期間については、うちの場合が見劣りをしたということで、ただ、よそと比べまして、うちとしましては用地取得の設置奨励とか、上水道の使用の奨励とか、そういった意味ではよそと比べて優位な条例の適用を前回の議会で改正をお願いしておりますので、これで県西部におきましては非常に嬉野市の誘致条例につきましては優位に立てるんじゃないかというふうに考えております。

それから、企業誘致につきましての今後の考え方ということも、ちょっと御質問でございますけど、従来、考え方としましては企業の進出が決まってからというような形での造成ということでもございましたけど、今、非常に誘致の情勢が悪いという中ではございますけど、確実に企業の進出規模があった場合に即対応ができるような体制をとということで、計画的に工業用地の計画と買収造成ということで、これは数年間かかりますので、そういった着実な用地の取得あるいは造成ということを考えて、それをもって今後誘致に当たりたいと思っております。

よその場合にしましても、結構用地を——最近のよその市町村の例によりまして、用地についてはなかなか今造成にまでは入っていないというふうな状況でございますけど、うちとしましては中通の計画をもって工業団地の造成を着実に進めてきて、そういった進出の企業がございましたら、即対応していきたいというふうな考え方でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号 嬉野市高齢者等肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号 訴えの提起についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号 嬉野市土地開発公社定款の一部変更についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号 平成20年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

まず、議案書1ページから12ページまでについての質疑を行います。質疑ありませんか。
秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

11ページですけど、文化センター施設改修事業ですけれども、どのような改修なんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案書12ページまでの質疑を終わります。

次に、事項別明細書13ページから38ページ、歳入予算全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

13ページの個人、法人の市税について御質問をしたいわけなんですけど、今回補正によって、なるべく実績に見合うようなということで、全体的な補正が行われております。これはやはり決算時しか今まで出てこなかったやつが3月の補正予算ということで、なるべく実績に近い形ということで、今までもお願いしておった分が実現をされたということで、職員の皆様の御苦勞には敬意をあらわすところでございます。そういう中で今回、個人について14,541千円、滞納についても3,700千円ですね。法人については、逆にマイナスという形の中でやられておりますが、個人がふえた分、これについてどういう中身の中で増額になったのかですね。もう1点が、これはあくまでも調定額なんですか。調定額か……（発言する者あり）

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

どうぞ。

○11番（神近勝彦君）

今回、13ページのみでいきますと、補正予算の中に個人と法人の補正が上がっております。特に個人の場合は現年度分ということで14,541千円、滞納分で3,700千円というふうに増額の補正になっています。法人については後でまた質問するもわかりませんが、まず個人の分についてだけ質問しますけれども、まず今回ふえた理由ですよね。どういう理由の中でふえたのか。これはあくまでも調定額だと私は思うわけなんですけど、実質、今の経済状況の中でたしか94%という徴収率の設定だったと思うんですよね。現段階において、そしたら94%以上の徴収率が実現できているのかどうかですよね。そのあたりです。そのあたりについて、まず御質問をしたいと思うんですが。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

従来、税の最終補正につきましては、専決等をお願いをいたしたところですが、今回は3月の補正ということで提出をさせていただいております。まず、個人住民税の増額の補正ということでございますけれども、これは現年度になりますけど18,241千円。20年度の予算を編成するのは一昨年10月、11月段階で算定をいたします。その段階で非常に景気の動向を見まして、落ち込みが想定されたわけです。と同時に、経済状況を勘案すれば徴収率の低下、これもある程度覚悟せにゃいかん状況と判断して平成20年度の予算を計上させていただいております。

そういう中で、ふたを開いてみますと、調定額で平成19年度、平成20年度、ほぼ同額の調定を確保することができたところでございます。予算というのは、ある程度含みを持たせて計上をさせていただいております。調定の動向、あるいは徴収率の動向を見て、若干低目の額といいますか、そういうことで予算計上をいたしておりますが、20年度の調定の状況を見ますと、19年度とほぼ同額、そういう中で算定をいたしまして、そういうことであれば前年並みの収入確保ができる。ただ、昨年10月以降、非常に景気動向が厳しい状況にあります。そういう中で、ただ前年並みの徴収率が確保できるかということ、また新たな問題が発生してまいっておりますので、ある程度の落ち込み、これを覚悟せにゃいかんというふうに思いますが、実績から見まして、予算に対しては18,000千円の増を見込めるということで、今回上

程させていただいております。

それから、滞納分につきましても3,700千円の増額を上程させていただいておりますが、これは実績に基づいております。12月末までの実績額、もう既に税込として確保いたしておりますので、ここで計上をさせていただいたところです。

それから、調定額かということでございますが、これは予算ということになりますので、これは歳入額、実際の税込額というふうになります。調定にある程度の見込みの徴収率を掛けたところによる税込額、歳入額というふうに見ていただいて結構かと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今の御説明でいくと、実質にほとんど近くなるであろうという実績ということですね。ということであれば問題はないんですけども、一番心配したのは、結局当初予算を組むときに19年度の確定申告等の実績を見て20年度の予算を組んでいるわけですね。そういう中で、今回増額という要素がふえたわけで、これがあくまでも調整額だけで考えたときには、先ほど言うように、やはりどうしても徴収率がどうなるのかという心配があるわけなんですよね。だから、調定額だけがふえていて、徴収率が下がると、極端に言えば、全体的な補正そのものに影響を及ぼすという大きな要因が出てくるわけなんです、今の御説明でいくと、実質に近いということであれば理解をしたいと思います。

そしたら、法人で、これは今度マイナスになるわけなんですけれども、これも極端に言ったら個人のほうと一緒に、実績に基づいた今回の減額補正というふうな意味合いをとってよろしいのでしょうか。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

法人市民税につきましては、昨年9月ぐらいまでは、大体前年同レベルで推移をいたしたところです。ところが昨年10月以降、いわゆる3月、法人の中間申告がございまして、これが11月になりますが、この段階で大きな減収が想定されたところでございます。そういう中で平成20年度の予算額の確保が非常に厳しい状況にあり、また、徴収率につきましても、これは低下していくんじゃないかというふうに思われましたので、ここで14,000千円の予算減を計上させていただいております。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

いいですか。

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

28ページですね。国庫補助金ということで、今回、地域活性化・生活対策臨時交付金ということで、200,079千円という国の2次補正が行われたわけですが、これは地方公共団体支援対策費ということで、国が6,000億円組んだわけですが、その額だと思いますが、この交付金の配分の200,079千円ですね。この積算根拠をお伺いいたします。

それと、国の2次補正を見てみますと、例えば家計緊急支援対策費、いわゆる定額給付金ですよね。それとか、あるいは地域活性化対策費とかいろいろ新聞に載っていたとおり、生活安全確保対策費とか、また追加措置になっていますけれども、雇用対策費等々、予算化されているわけですが、今回の予算書で見ると、いわゆる先ほど申しました生活対策臨時交付金の200,079千円と、あと家計緊急支援対策費、いわゆる追加の補正予算、第33号出ていますけれども、定額給付金ですよね。それと緊急雇用ということで雇用対策費、これが補正の追加で議案第34号ですね。これが出ていますけれども、例えば先ほど申しました地域活性化対策費とか、あるいは生活安心確保のための対策費とか、いろいろ新聞紙上等に載っていたわけですが、これについては後にまたさらに補正があるというふうに判断をしているのか、そこら辺についてお伺いしたいのと、それともう1つ、いろいろ埋蔵金問題が国会の中でも論議されてきました。当初、埋蔵金はないということでありましたけれども、聞くところによると、かなりの額が今回埋蔵金で対処をされているということを知り及んでいるわけですね。財政課として、今回のこういう景気対策の埋蔵金はどのぐらい使われたというふうに、直接国に関係ないと判断されたのか、そこを御存じだったら、そこら辺も含めてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

臨時財政交付金ですね。生活対策交付金、所管は企画のほうでやっておりますが、総括的に財源の話が出ましたので、私が答弁させていただきますけれども、積算根拠は20年度の地方交付税の算定に当たりまして、地方再生対策費というのが新しく出てきました。これは134,001千円でございますけれども、これに全国、交付税で地方再生対策費が盛り込まれたわけですが、その自治体の金額に対しまして、地域性とか財政力指数、これらを加味しまして、複雑な計算式があるわけですが、これに基づきまして、いろんな係数を掛けましたところで200,079千円というのが出てきております。

埋蔵金の問題だとか、いろんな経済対策とか新聞紙上とかにぎわせておりますけれども、今回、新年度予算も追加補正とする異例の予算状況なんでございますけれども、国の方針と

しましては、さらにまた景気対策を打つとか、そういう話もあっておりまして、実際どういふふうになるものか、現段階ではなかなかつかみ切れないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

まず、いわゆる地方公共団体支援対策費ということで6,000億円の中の今回出されたその1つ、この事業だと思うんですね。その中で、具体的に言えば地域活性化・生活対策臨時交付金という名目になっておるわけですが、これの使途、使い道については、何ら制限はないんですか。例えば、こうこうこの事業を中心に使いなさいとか、そこら辺と、もう1つは、今回多額の補正があって、追加とか全部調べ、計算してみれば大体嬉野で8億円弱というふうに思うんですが、新聞紙上等で見れば、この景気対策として金を生み出して、地方に今回補正をしたけれども、平成23年度から27年度の交付税総額から減額をするというふうに新聞紙上等でも明らかになっておるわけですね。そこら辺について御存じだったら、じゃあ、そうすると平成23年度から27年度、嬉野市に、例えば額的にどういふふうな影響を及ぼすのか、そこら辺御存じだったらお伺いいたします。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（三根清和君）

お答えいたします。

まず、私のほうからは、この事業の目的というのを答弁させていただきたいと思っておりますけれども、国からの交付の要綱によりますと、国のほうで定めてあります平成20年10月30日に新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議の合同会議の決定で、その中に生活対策という項目がございます、これに対応した事業で、これを行うために各自治体はその計画書をつくって、その実施計画に基づいた事業だったらいいですよと、国のほうではこういうかた苦しい決まりをされておりますけれども、実質地域の活性化になる事業であれば、別に特段制限されるという事業はございません。

以上です。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

交付税の関係でございますけれども、20年度は確かにこれまでの交付税の削減が大きなのがあったということで、皆様方も一緒に行かれまして、交付税の復元の総決起大会にまで臨んだと。地方の声が届いたものだと思います。国が配慮をされたということで、ある程度

の交付税は確保できております。そのためにということでもありましようけれども、おっしゃるとおり、23年から27年までの5カ年にかけて、その分を削減するということになっております。金額的には嬉野市にどれだけの影響があるものかというのは算出しておりません。できません。そういった中でありますけれども、今回、こういった措置で交付税がふえましたように、交付税そのものが国策でどんどん変わっていくという状況でありますので、削減をされる分はされるでしょうけれども、ある程度の交付税の額は確保していただくものと信じております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

使途の問題を申しました。この文言からいけば地域活性化・生活対策臨時交付金ということで、私はもう少し違う、ソフト面も含めてもう少し出てくるかなという、そういう期待もしていたんですけれども、失礼な言い方をすれば、今まで財政がなくて、しなきゃいけない事業があったけれども財政的にできなかつたと、それは極端な話をすれば前倒しでやっただけで、本来のこの財源を使う趣旨と、ちょっと私の感覚とは違ったもので、質問していたわけなんですよね。

じゃ、最後に市長にお伺いしますけれども、今回の交付金ですね。この使途は、最終的に自治体に任されているということであるわけです。そうなった場合、今回どういう視点でこの財源が使われたのか、そこだけ最後に御答弁いただければ。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる今回の景気対策と申しますか、そういうことの基本は今先ほど担当課長が申し上げたとおりでございますけれども、これについて、やはり市独自で単独事業として取り組める事業ということで検討するわけでございまして、単独事業が取り組めないところにつきましては利用できなかったということでございますので、私どもとしては日ごろいろんなまちづくりをしてきておりましたので、幸いにして単独事業として取り組むことができたというふうに思っております。

もう1つは、やはり懸案事業等も各地域からも上がってきておりますので、こういうものを利用して、できるときに投資をすることによって、まちづくりを進めたいということで今回配慮をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。織田議員。

○9番（織田菊男君）

17ページの入湯税についてお伺いいたします。

減額が5,476千円出ておりますが、これはお客さんが減ったということでは出ていると思いますが、いつの時期からこのような計画より減ったかですね。それから、どういうふうな内容的なものをお知らせください。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

入湯税につきましては、5,476千円の減ということで上程をさせていただいておりますが、2月現在になりますが、お客、宿泊、休憩の数で13.9%の減というふうになっております。これは対前年比較でございます。

宿泊で375,890円、休憩で83千円ということですが、宿泊のほうが11.3%の減、休憩のほうが24%の減、これは前年比較になりますけれども、こういう数字を示しておるところから、予算編成20年度分、当初予算確保が厳しいということで減額をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

織田議員。

○9番（織田菊男君）

これが大体昨年未から減額というふうな形、少なくなったと思いますが、これに対しまして、どのような一般的な影響が出ているか、要するにホテルの宿泊が少なくなったなどいったら、いろいろな面で影響が出ていると思います。それから、休みに来られたのが少なくなった。いろいろな点で少なくなってきて、また、そういう点でどのような影響が出ているかというのを一番聞きたいです。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○税務課長（支所）（徳永賢治君）

入湯税の減収によります影響でございますが、入湯税、これは目的税になります。ちょっと私のほうでは財源の活用につきましては税務担当外になりますので、財政のほうから財源の活用法についてはこの後、答弁があるかと思いますが、平成19年度の調定で76,500千円ございましたが、今年度は67,000千円の減収見込みでございますけれども、平成16年度から見

ますと、客数で平成16年度、休憩、宿泊65万人ございましたのが、平成20年度、双方で50万人ぐらいまで落ち込むんじゃないかならうかというふうな見込みをしておるところです。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

お答えします。

1つの影響といたしましては、昨年の春からの燃料高騰による影響がございます。それと、夏に北京オリンピックが開催をされました。それによりまして、家庭から出ない人が出てきたということですね。それと、年金医療不安が当時相当ニュースをにぎわせたということで、若干そういうふうな報道の影響も出ていると。それに伴って、秋からの世界同時不況ですか、そういうふうな影響に伴って、お客さんの減少、宿泊について減っているところでございます。

ただ、昨年の9月以降だと思いますが、私どもが集計しております集計によりますと、昨年の秋以降、燃料の安定が見えてまいりました関係だと思いますが、集計によりますと9月以降、逆に上昇をしているというふうな傾向が見られております。当然、宿泊が全体的に減ってまいりますと、影響といたしましては、それを供給する納入業者を含めて市内の業者にも当然ながら影響が出てくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

織田議員、いいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

済みません、37ページをお願いします。

雑入なんですけれども、生活保護法第63条、第78条に基づく返還金ということで、2,089千円の計上がなされておりますけれども、これは生活保護法の第63条、そして第78条に抵触したということだろうと思うんですよね。第63条を見ますと、費用返還義務についてうたっているわけですね。いわゆる資力があるにもかかわらず、不正に保護を受けたということだろうと思います。第78条は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたためということで、これに抵触していたということだろうと思うんですけれども、見抜いたというのは、どういうことで発覚したのかということをお聞きしたいんです。

2,890千円の内訳ですね、何世帯分ということが妥当なんでしょうか、の不正なのか。また、保護の種類ですね。補助の種類が生活扶助等いろいろありますけれども、その扶助の中身、どういう種類だったのかということをお伺いいたします。

特に不正受給については、読売新聞等にも出ていましたけれども、2007年で全国で9,150,000千円の不正受給があつておるわけですね。中身的に見ますと、不正の内訳が働いていた収入の、いわゆる無申告や過少申告等、あるいは年金収入や預貯金の無申告と、よそに隠したりとか、こういう問題が不正の主な要因になっていますけれども、そこら辺も含めて本市の場合どういう不正だったのか、お伺いいたします。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

ここに掲げております分につきましては、ほとんどが第63条ということで、保護を実施するとき、例えば保険の解約とか、直ちにその時点で現金化できず、後から収入が確定したことに伴う返還金、あるいは年金等の開始が保護の開始後に見つかったというふうなことに伴いまして、その分についての返還金とか、そういったものが主でございまして、不正受給というのは件数的には少ないと思います。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

私が質問したのは第63条がほとんどです。そしたら、第78条はどういうふうに書いてあるかということ、生活保護法を見れば、不実の申請、その他不正な手段によって保護を受けたため返還を求めるといふふうになっておるわけで、そこをお聞きしておるわけですよ。そういう事実がなかったとするなら、不正なことではないということなんでしょうか。そうすると、先ほど言われた理由について、じゃ、逆に言えば、保護を決定するまでに見抜くことができなかつたと、そういうことができなかつたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

直ちに現金化できないという部分については、その時点ではわかっておりますけれども、保護自体を早く決定して救ってあげなければならないというふうなことで、後だって収入が確定してくるといふことでございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

大体わかるんですけども、生活保護法の法律を第63条と第78条を見れば、逆に言えば不正によってということと全部書いてあるわけですね。大森部長の言われたのは、そうすると第63条とか第78条に、私の感覚から言えば抵触しないじゃないかと思ってしまうわけですよ。

ね。先ほどから、どういう不正があったのですかというふうに質問したわけです。

担当課においては、保護の決定に当たっては慎重に厳重にやっておられることだろうと思えますけれども、やっぱり先ほど言いましたように、読売新聞の紙上でも明らかのように、全国で9,150,000千円の2007年度の不正受給が発覚しておるわけですね。九州においては北九州が多いし、関西では大阪ということで、こういう景気低迷の情勢ですので、今後も当然のことながら生活保護の申請というのは国民の権利として保障されているわけですので、申請は多くあると思いますので、今後しっかりと不正受給のないように努力していただくことを要望いたしまして質疑を終わります。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。織田菊男議員。

○9番（織田菊男君）

37ページ、奨学金の貸し付けになっておりますが、これは貸し付けじゃなくて、私は返済が計画どおりいっているかということを確認いたします。

○議長（山口 要君）

37ページの……（「済みません、36ページでございます」と呼ぶ者あり）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

お答えします。

36ページの償還金の貸付元金の件ですけれども、奨学金がいわゆる償還見込みがある分についての分を上げております。2月19日現在で約14,218千円ですね。それから、3月末で見込まれるのが1,300千円ございますので、その分の15,518千円、これは予算から差し引きまして、その分の251,800円ということで上げております。

以上でございます。（「計画どおり返済がいついっているか」と呼ぶ者あり）

計画どおりというか、余計に償還があっているということです。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

20ページと21ページの配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金の件なんですけれども、これは県民税のほうからの100分の68とか幾らかという割合の中で市のほうに入ってきているわけなんですけれども、当初予算からすれば、配当割が5,000千円の当初予算に対して3,000千円の減額、株式が3,000千円に対して2,500千円の減額というふうに今回大きく減額をされたわけですね。そうすると、当初の考えからすると、どういうふうな状況の中でこれだけ

の減額の要因が出てきたのか、わかるようであればお示しいただきたいと思いますが。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

所管は市民税務課でございますけれども、全体的に配当割交付金も株式等譲渡所得割交付金につきましても、県のほうからちょうど予算をつくる時期に大体の見込みの資料が届きます。それに基づいてやるわけでございますけれども、配当割にしましても、株式譲渡にしましても、景気の動向といたしますか、これによって大きく左右されるものだとは思っております。でも、見込みが違ったということでございましょうけれども、株式譲渡所得割につきましては、これは平成19年度から3月に一括交付という形になっております。なかなか見込みが立てにくいという現状にもなっております。

そういった中で、当初予算を組んだわけですがけれども、これだけの誤差が出てきてしまったというところで、まだ確定ではございませんけれども——配当割は何月ですかね、最後は。済みません、ちょっと待ってください。もう一回、3月末にそれぞれ交付されますので、確定はそのときするわけでございますけれども、この補正をなす段階ではこういう見込みを立てたということで御理解をしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

これはあくまでも県のほうから流れてくる分であって、それはもう市のほうに責任があるとか何とかとは私は言うべき立場じゃないと思うんですけども、ただ、先ほど言われたように、株式なんかは3月に結局一括で入ってくるというふうな状況ということで言われましたよね。で、ある程度県のほうから資料が来て、当初予算では3,000千円、見込みとしてなかなか現状が今厳しいから2,500千円の減額で、もう500千円しか県のほうからは入ってこないというふうな状況があるなら、21年度当初をまだ見ていないんですけども、このあたりの計上の仕方というのが、県の資料そのものをそのまま上げていいのかなという気がするわけですよね。逆に株式なんかは経済状況によって左右されるということであれば、逆に予想としては3,000千円という資料が仮に来ておったにしても、あくまでも科目存置の1千円ぐらいにしとくのか、そういうふうな状況のほうが全体的な予算のバランスに影響されにくいのかなという気がするわけなんですけれども、そういう考え方はどうなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

株式も配当も、ほぼ大体の過去はそれに近い金額が予算も決算もできておりました。20年度に関しましては、こういった大きな差が出てきたわけでございますけれども、金額的に大きなものでございまして、資料として出てきますのは過去の伸び率、地方消費税交付金も一緒なんですけれども、過去の状況をずっと勘案しながら伸び率で算定をしまして、県のほうから幾ら組みなさいという指示はございません。あくまでも私のほうで見込みを立てて算定はするわけでございますけれども、果たして科目存置が正しいのか、見込める数字が少なくとも3,000千円なら3,000千円と立てる、あくまでも見込みでございますので、入るか入らないかわからないのであれば、科目存置もよろしいかと思っておりますけれども、ある程度の見込みが立つものにつきましては、それに近い金額を立てるのが正しいのではなからうかと思っております。

ただ、ものにもよります。法律改正とかで今後どうなるかわからない、とりあえずつくっておこうかというものにつきましては、科目存置もありましようけれども、過去これまであった分につきましては、過去の例を見ながら算定をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

内容的には十分理解をするわけですが、県民税からのこういう譲渡関係の交付金については、かなり経済状況が厳しくなっております。21年度についてはどうなのか、ちょっと私もまだ見ておりませんが、若干厳しい状況の中で計上されたほうが今後のためにいいんじゃないかなという気がいたします。

それだけ申し上げまして、一応終わっておきます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。大島議員。

○2番（大島恒典君）

37ページ、雑入ですけど、中山間地の交付金の返還金というのが生じておるわけですが、この理由ですね。内容の説明をお願いします。

○議長（山口 要君）

産業建設課長。

○産業建設課長（宮崎和則君）

お答えいたします。

中山間地域等の直接支払事業の返還金という御質問でございますけれども、これの集落は光武でございます。光武の協定面積の中で6割をヘリ防除ということで当初計画をされてお

ましたけれど、その面積の6割分が達成できないというようなことでの返還によるものでございます。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

これは単年度で1,006千円というのは発生しておるわけですかね。

○議長（山口 要君）

産業建設課長。

○産業建設課長（宮崎和則君）

この1,006千円の分につきましては、17年度から19年度までの3年分ということになります。

○議長（山口 要君）

大島議員。

○2番（大島恒典君）

3年分ですか。前年度も塩田地区、上久間やったですかね、この返還金というのが生じているわけですが、何で3年間もこれができなかったか。金額的にはやっぱり3年分やったら大きくなりますね。

○議長（山口 要君）

産業建設課長。

○産業建設課長（宮崎和則君）

これにつきましては、現地確認をするわけでございます。そのようなことで、中山間地域等直接支払事業は5年間の事業でございます。そのようなことで、初年度に先ほど申しました協定面積の6割をヘリ防除で対応していきますよというようなことで計画をなされておたわけでございますけれど、当初の計画を5年間守らなければ、さかのぼって返還ということになりまして、それで3年目になってそういうことになったわけでございます。だから、17年、18年、19年度、この3年分をさかのぼって返還をいただくというようなことで、もちろんこの件につきましては協定集落のほうも御理解をいただいております。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

34ページですね。寄附金のところですが、ここにふるさと応援寄附金ですね。それから、2項には、いわゆる古湯温泉ですかね、これについては584千円が補正に上がっておりますけど、まず何人ぐらいの方が584千円の人数だったか。それから、寄附について東京とか大

阪の地元の会ですね、そういうところでいろいろお願いしよるといふ話もあっておりましたけど、果たして今後の見通し、寄附がふえるのか、それとももう行き詰まったのかといふような感じですけど。

それから、古湯温泉の●●さんと●●●●●●さんが寄附されておりますけど、今後、完成までにまた古湯温泉にはそういうふうな状況が生まれるのか。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（三根清和君）

お答えいたします。

まず、ふるさと応援寄附金のほうですけど、今回6名の方に御寄附をいただいております、総額で580千円、実質寄附は585千円ですね。予算は科目存置でございますので、その差額でございます。

一番遠い方で、千葉県の方ですね。それから大阪府、それから近隣になります武雄とか白石、東彼杵、唐津というふうになっております。これは今年度の予算でもまたお願いしておりますけど、ふるさと納税についてはもっとPRを努めていきたいというふうに考えております。今回、ちょっと大口の方も1人いらっしゃいましたので、この額ということになっております。

また、古湯温泉の建設寄附でございますけど、これも御存じのとおり、埼玉県にお住まいの嬉野町出身の方でございます。会社の社長さんということで会社のほうから500千円、また社長個人で500千円、社長のほうは奥様と一緒にということになっていただいております。

今後の古湯に対する御寄附の申し出があるかどうかということですけど、申し出があつてほしいなとは思いますが、恐らくふるさと会の皆様、特にいろんな思いがあられると思っておりますので、こういう御寄附をいただいたことについても、お知らせをしていながら、いろんな方々にこの古湯を御利用いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今、課長のほうから申されたように、このことについてはやっぱり特に古湯温泉が間もなく建設に入りますけど、そういうふうな大正のロマンを再現するというので、前もってポスターあたりつくってみたりして、そういうふうな東京の会とか、大阪とか福岡とかの会に持っていけば、余りに無理なことを言われなくても、そげなチラシを見ながらすれば、私もしゅうかといふふうな気持ちになりやせんかといふふうに感じますけど、そういう点で企画のほうで何かお考えありますか。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（三根清和君）

お答えします。

ふるさと会のほうには、今回、企業誘致の関係でもいろんなことでお世話になるかと思えますので、うちのほうは最低でも1回はちょっと出向いて、いろんなお話をさせていただきたいと思えます。当然この古湯のPR、また嬉野温泉のPRも同時にやっていきたいと思っておりますので、お客様がたくさん来ていただくように、私担当としても願っているところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。（「関連で」と呼ぶ者あり）副島孝裕議員。

○6番（副島孝裕君）

ふるさと応援寄附金に関してですけれども、今お聞きしたところによれば、6件ということで、意外と件数としては少ないような感じがします。と申しますのは、市長が関東、関西、それから福岡ですか、それぞれ塩田会、嬉野会、吉田会等に出席をされて、当然この辺は強く要望をお願いされていると思えますが、この辺、市長、感触としてはどうお受け取りになっておられますか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

それぞれの会で御説明等もしてきておるわけでもございまして、御理解はいただきつつあるというふうに思っております。ただ、やっぱりスタートしたばかりの制度でございますので、今回また納税期を済まれた後、次年度についてはお願いをしなくてはならないと思っておりますけど、出されるほうと、出された後の精算の方法あたりが全国的にはちょっとPRが不足しているかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島孝裕議員。

○6番（副島孝裕君）

それで、今後、市長、特にふるさと会等を通じて期待ができると思われますか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

期待はしてまいりたいと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、いわゆる納税された後の精算の方法あたりをもう少し国全体でPRをしないと、大きな動きにはなりにくいのかなという感触は持っております。これは税制度の問題でございますから、私どもがどうこうということはないですけれども、そこらまでもっと懇切丁寧にPRをしていければというふうに思っておりますので、そこはちゃんと御説明するようにしていきたいと思っております。

以上でございます。（「3問目」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

副島孝裕議員。

○6番（副島孝裕君）

それで、これが全国に向けて企画をされたときは各市町村がいろんなおまけつきですか、いろいろ特典つきで寄附金をお願いしたということではありますが、今後、当市にとってそういう計画があらわれますか。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（三根清和君）

お答えします。

おまけつきという、ちょっとどういうあれかわかりませんが、一応謝礼としてずっといろんな品物をこちらの特産品を用意させていただいております。

一応ランクづけはしておりますけれども、最低で500円、最高で3千円相当ということで、品物については一覧表をおあげして、それで選んでいただくというふうにしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

38ページの市債のことでお尋ねをしたいんですが、小さいことで申しわけないんですが、臨財が今度55千円減額をされていますよね。この意味がちょっと私わからなかったんですが、御説明をいただきたいんですが。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

市債につきましては、大体100千円単位で予算計上をします。借り入れもそういうふうになります。臨時財政対策債につきましては1千円単位で借り入れが可能なわけです。この金額

が確定しましたので、55千円でありますけれども、減額をさせていただくということでございます。

以上でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで歳入予算全部についての質疑を終わります。

次に、事項別明細書、歳出39ページから48ページまで、第1款、議会費から第3款、民生費までについての質疑を行います。質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

48ページの民生費の先ほど議論された生活保護費の件ですが、ここで扶助費の医療費が14,000千円程度、それから住宅が1,320千円かね、そして施設が1,223千円の減というようなことですが、具体的に示していただければと思います。

○議長（山口 要君）

具体的にというのは……

○18番（西村信夫君）

減の理由をなぜ減になったのか、示していただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

福祉課長。

○福祉課長（近藤ヒデ子君）

お答えします。

医療扶助の減が14,151千円ということで大幅なところですが、医療費については保護者について病院にかかりぐあい、そういうふうなところの異動で減が生じているところと、同じように住宅扶助につきましても、生活保護の適用者、それから死亡されておられなくなったとか、そういうふうなことでの減ということで、決算見込みに応じて、この減額と、あと増加の分というのをしております。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

先ほどの説明で大体わかりましたけれども、今後、生活世帯がやっぱりこの経済情勢の中でふえるんだらうという予測をされておりますけれども、実際は嬉野市で何世帯の生活保護世帯と、そしてまた、保護人員は何人ぐらいいらっしゃるのか、その点までお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

福祉課長。

○福祉課長（近藤ヒデ子君）

お答えします。

2月現在で、生活保護世帯は183世帯、人数といたしましては222人となっております。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

222人と言われておりますが、今後ふえると予測されますが、20年度の決算書の中で調べてみましたら、医療費の占める割合は扶助費の中でも約59.4%というようなこととなっておりますけれども、医療費に当たって、入院と入院外というふうなことで区分されますが、そしてまた、入院費用というふうなことで適用されますけれども、そのあたりの配分についてはいかがなものかと、おわかりやったら示していただければと思いますが。

○議長（山口 要君）

福祉課長。

○福祉課長（近藤ヒデ子君）

まことに申しわけありません。医療費全体の数字ではわかっておりますが、入院と入院外ということではちょっと今のところ手元に資料がありません。申しわけありません。

○議長（山口 要君）

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

47ページで、1目13節。委託料なんですけれども、障害児の保育事業ということで、今回、補正1,631千円計上されているわけなんですけれども、これについて、どこの園の委託なのか、そしてその財源内訳ですね。これは国はなかったですかね、県と市ですか、そこら辺がわかれば御説明をいただければと思います。

○議長（山口 要君）

こども課長。

○こども課長（井上嘉徳君）

お答えします。

障害児保育につきましては増額、障害児保育の推進事業については減額ということでお願いしておりますが、普通障害児の方が申請によって特別児童扶養手当等を受給されるようになったということで、年度途中から2名分がふえております。その関係で1,631千円の増額をお願いしております。

その関連ですが、結局、障害児保育推進事業からは、そういうことで障害児保育への移行

とか、あるいはまた転出等がございましたので、794千円の減額ということでお願いをしております。

財源的には、これはすべて一般財源でいたしております。障害児保育推進事業については平成20年度から一般財源ということで、交付税措置されているというふうな理由で一般財源化されているような状況です。

○議長（山口 要君）

委託先。

○こども課長（井上嘉徳君）

済みません、委託先ですね。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時30分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

○こども課長（井上嘉徳君）

障害児保育事業につきましては、ルンビニ保育園、久間子守保育園、吉田保育園の3カ園でございます。それから、障害児保育推進事業につきましては吉田保育園でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

ちょっと関連するような質問で申しわけないんですけども、従来まで障害児の保育事業については、それなりの条件が付されてきていたわけですよ。例えば、県支出金とかですね。例えばの話ですよ。今、そういう条件というのは撤廃されているんですか。例えば、障害児保育をやると、障害児に対して幾らかの県支出金が出てきたりするわけですよ。それについては、保育士さんの要員の加配をなさいとか、こういう条件が昔はあったわけですけども、これも現状、そういう条件が付されて支出金あたりが来ているというふうに理解をしいいんでしょうか。そこら辺、よければお尋ねします。

○議長（山口 要君）

こども課長。

○こども課長（井上嘉徳君）

確かに障害児保育推進事業等は平成19年度までは県の支出金等がございましたが、先ほど申したとおり、すべて一般財源化されておりますので、県のそういった補助金等はございません。ただ、先ほど議員おっしゃったとおり、加配とかいう問題につきましては、当然配置

していただくということでこちらも考えております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

最後です。ちょっと中身が変わったのは申しわけありませんでした。ただ、条件は付されているというふうに理解していいし、それに沿って、いわゆる委託を受けておる園は確実に行っておられると。要員加配も行っておられるということで理解しておっていいでしょうか。

○議長（山口 要君）

こども課長。

○こども課長（井上嘉徳君）

そのように私たちも認識しております。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。野副議員。

○14番（野副道夫君）

41ページ、公会堂費についてお尋ねをしたいと思います。

公会堂費がおおむね18,000千円ほど計上されております。バリアフリーの工事だということなんですが、どこをどのような形で工事をされるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

公会堂の便所のほうを改修していきたいと。それと、あとは手すり等を改修していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

公会堂については、築50年ぐらいなるんじゃないかというふうに思うわけですね。築50年になった建物にそれだけの投資をする価値があるのかというふうな感じを受けるわけですよ。バリアフリーにされることはいいことでしょうけれども、公会堂の、要するに耐力、耐震的な問題ですね、そういうのは調査をされた経緯がありますかね、どうですかね。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

耐震関係については、改修だったら問題ないと。拡張ですかね、改築、底を広げれば当然耐震も調査をしなければいけないということで、今回は改修でありますので、広さは変えないと。今の範囲内で改修をするということでありますので、この耐震関係については調査しないでいいということで設計士さんのほうから聞き及んでおります。

以上です。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

今回は改修であるから、耐震についての調査は必要でないということで理解をしたいというふうに思いますが、要するにもう築50年になっておるわけですから、一応耐震の調査あたりもして、そして、新たに全面的な改築をするというふうな考え方は、市長、ありませんか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在、公会堂につきましては、非常にまた利用の度合いが高くなっておるというふうに私は認識しておりまして、今回も特に高齢者の方とか障害をお持ちの方あたりが利用される可能性があるというふうに考えておるところでございます。

築後、相当たっているわけでございますので、議員御発言のことも考えなくてはならないとは思いますが、総合的な市の施設の配置のあり方とか、そういうものをトータルで考える時期にも来ているのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、もう一回いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

はい、どうぞ。

○14番（野副道夫君）

済みません、4回目、申しわけありません。

今、市長が言われるように、公会堂にしても、あるいは嬉野の公民館にしたって、築後、相当年数が経過をしておるわけです。したがって、そこら辺を総合的に今後検討していただきたいということをお願い申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

41ページの先ほどの公会堂費のことにに関してですけれども、勉強といえますか、ちょっと

参考のためにお聞きをいたしますが、いわゆる19,000千円をかけて公会堂の改修を行うということだと思っておりますが、この財源の中で、これは要するに地域活性化の生活対策臨時交付金というものを使ってやるわけですが、この19,000千円のうちの18,000千円が国、県の支出金ということだと思っております。そこら辺のこの交付金の使い方として、満額工事費かれこれに使えるのか、ある程度一般財源化をしなければならないのか、そこら辺の利率等があるのかどうかというのを教えていただきたい。交付金の使い道として。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

交付金は合わせまして200,079千円、この金額がまず頭にありまして、各事業の必要な事業費を算出したところで、大体一般財源を幾ら充てるのかという決めはしておりません。例えば、公会堂に関しましては総額で18,305千円ですから——いや、19,000千円ですね。19,000千円ですけど、このうちの18,000千円を充てて、1,000千円は単独というのは、これは補助事業のやり方でございます、恐らく入札残があるわけですね。入札残を考えましたときに、幾らかでも交付金を目いっぱい使いたいというところでこういう割り振りをしているわけですが、入札残があったときに全額もらえるわけですから、返さなくていいような、そういったテクニックも使ったところで割合的な配分をいたしておるところでございます。ほかにも16事業ございますので、それぞれ単独をつけておりますけれども、215,000千円ですかね、200,079千円に対しまして、一千四、五百万円の単独をつけた予算組みをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

そうすれば、要するに入札残等が発生することをある程度見込んでの、いわゆるテクニックとして使っているということであって、交付金自体、一般財源をつけなさいとか、そういう縛りは全くないというふうに理解していいということですね。はい、いいです。

○議長（山口 要君）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

40ページですね、文書広報費の分の役務費が今度2,000千円増額されたわけなんですよね。これは当初がたしか5,000千円ぐらいあったですかね、かなり今回増額されているわけなんですけれども、これは要因は何なんでしょうか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

今回、2,000千円補正をお願いしております。これは当初が625千円程度で予定しておりましたが、現実に780千円程度、今、月額かかっております。この原因につきまして調査をしておりますが、具体的にどの分が増加したという要因が見当たりません。ただ、今まで囑託員さんに配布等をお願いしていた分をすべて個人情報絡みで郵送に切りかえたとか、そういうのが要因ではないかと考えております。

ちょっとこういう要因がわからない状態ではまずいということで、先月から各課において文書を出す場合にはすべて総務課に大量の分は届けをしてくれということで、ちょっと変更はしております。ただ、前回、前月までの郵便料が増額した、これといった要因については見当たらないという状況です。ただ総額的にふえているので、不足しているので、お願いしたいということです。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

要因的にはわからないということですが、とりあえずあれでしょう、何でこれだけふえたかということで調査は行われているんですよね、調査そのものは。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

はい、20年度分については4月から調査を行いました。ただ、先ほど申しましたように、具体的にこの分が増加したという要因が見当たらないと、全体的に徐々に増加しているという状況です。

以上です。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

次の財政管理費の中の公会計システムですね。これは全体予算、20年度、21年度でいくと8,600千円あったのが8,117千円ということで、大きく減額になったわけです。多分これは入札減だろうとは思いますが、しかし、その入札減の中においても、今度の3月補正で263千円ふやされているわけですね。多分、業務内容の変更だと思うんですが、これはど

ういう理由で今年度分だけが263千円ふえたんですか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

公会計システムにつきましては、入札を行って契約をしたところでございます。業務を進めていく中で1つ問題が出てきましたのが、委託先の、要するに公会計システムを構築するに当たってのパソコン上の問題なんですけど、ファイルの持ち方が財務会計と全く違うというところで、財務会計のファイルを互換性の問題で一たん変換しなければいけない作業が出てきたわけです。その分は設計書の中に盛り込まれていませんでしたので、増工したというところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

というのは、プログラムの変更ということですよ。入っていなかったから追加と考えていいわけですかね。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

財務会計上の決算のデータをファイルとして渡すわけですけど、相手方のパソコンとの互換性が持てないというところで、持てるためのプログラムの作成が必要になったというところでございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

次、企画費の委託料、これは国土利用計画と、それから新幹線嬉野温泉駅周辺整備、もう一緒のところの委託料なのでまとめて聞くんですが、今回、大きく減額、これはわかるんですよ。多分、入札減だろうということは十分理解をするんですけども、余りにも大きな減額なんですよ。国土利用に関しては6,000千円の当初予算に関して、結局、入札金額がどうかわかりませんが、減額分を差引くと2,699千円ですよ。新幹線のほうが6,600千円の当初予算に対して2,468千円というふうに物すごく差があるわけなんです。この策定業務の当初予算を組むに当たって、どういう積算根拠でつくられたのかなど。その中で、これだけまた差が出た理由というのが何なのかなという気がするんですが。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（三根清和君）

お答えいたします。

まず、私のほうからは国土利用計画の策定業務です。今回、大幅な減額ということで、御発言のとおり入札減でございます。

まず、当初の設計の算定でございますが、これは一応こういう業務をやるときの基準がございますので、これに基づいて設計をいたしております。それによって予算をお願いしたということで、当初6,000千円の継続費でございましたので、20年度については4,000千円ということで予算をお願いしていたわけです。安く入札されたところがあったわけですが、ここが新しく会社を立ち上げられたところが落とされたということで、今までずっとこういう業務をされていたところよりもかなり安く入札をされました。信用度はどうかというところで、その辺もずっと会社の中を審査いたしましたけれども、そこは以前、そういう大手のところに勤められた方が新たに会社を立ち上げられて、3年ぐらいたったところの会社だったんですけど、そこで法的な手続で入札がなりましたので、その結果として減額補正をお願いしているということでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

新幹線整備課長。

○新幹線整備課長（須賀照基君）

新幹線嬉野温泉駅周辺整備構想策定の4,132千円の減額についてお答えいたします。

これにつきましては、6,600千円の予算に対しまして4,132千円の減額となりましたが、これは入札残でございます。入札をいたしまして5社のコンサルが入っておりますが、3社が、要するに入札額で5,000千円、もう1社が4,200千円、この落札社が2,350千円というようなことで、これに5%の金額が入りまして入札価格と。この1社だけが2,300千円ぐらい、ほかは5,000千円と。だから、この金額自体は設計ミスとかなんとかじゃなくて、本当の競争入札の価格であるということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

いや、わかるんですよ。結局、国の基準というですかね、そういうふうなことに基づいて当初の予算というものができているんだらうという気はするんですけども、競争によって安くなるということに関してはいいことですから、反論があるわけじゃないんですが、結局、余りにも差があり過ぎると思うんですよ。当初予算の基準に対してですよ。だから、ほと

んどこういうのは人的なものだけですよね。結局、通常の工事なんかであれば、材料を買ってそれをというふうな形の中で、目に見えた形の中での内容が、予算というのが見えるんですけども、こういうコンサルタント業務というのはあくまでも人間が動いて何ぼの世界ですから、その基準というものが、ちょっと話は変わりますけれども、この前、広域議会の中でもあったんですよね。仮に10,000千円ぐらいのコンサル業務に対して、今回みたいに2,000千円ぐらいの落札というふうなことがあったんですよね。だから、今、コンサル業界がかなり競争が激化して、かなり安くなっているというふうな状況が見えてきているわけなので、この基準のとり方そのものがもっと変わっていくべきじゃないかなという気がするんですよ、基本的に。

今までの実例があるから安くしなさいというのは、多分、私の言い方は間違いだと思うんですよ。今度二百何万円だから、次のときにはこういう業務やったら半額以下ぐらいでいいんじゃないかとか、そういう言い方は多分できないと思うんですよ。ただ、全体的なこういうコンサル業務の積算のやり方ということに関しては、再度もう一回、根拠を精査して、もうちょっとこういう差が出ないような形でいかないと予算の計上そのものがちょっとおかしくなるんじゃないかなという気がするんですよ。予算が6,000千円に対して入札が4,000千円だから2,000千円が残ったから、そんなら2,000千円はほかに使いますよという考え方はいいんだけど、どうも予算の仕組みそのものが壊れつつあるような気がして、どうも私的には納得できないようなところがあるので、そのあたりの精査をやっていただきたいという気がするんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

確かに2つともコンサル業務でございまして、実際の工事とか、材料を買って、それを使って建物を建てるとか、そういった事業ではなくて、人が調査をし、協議をして、地元の調査を行って計画書をつくり上げるというのが今回のコンサル業務でございまして、最低価格とか何とか、そういった制度にはなじまないということで、そういったことではしていないんですけど、隣接の同じような計画をされた市町村がございまして、そういったものの基準をしまして、おかしくない設計はしていたつもりでございまして、やっぱり先ほど議員おっしゃるように、コンサル業務の競争の中でそういった結果が出てきたというふうに考えております。成果本自体がきれいな立派な成果品が出てくれば問題ないわけですので、そういったものについては、特に安かったから結果が悪かったというようなことにならないような形での検査等は今後しっかりやっていきたいと思っておりますけど、ただ、値段についてもう一回、積算の根拠あたりについても、もう少しシビアな目で今後検討をしていきたいというふうに考えます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

そのあたりの精査は嬉野市単独では多分できないと思いますので、県下の中でこういうふうな状況が多分どこでも続いていると思うんですよね。ですから、佐賀県下の中でもう一回御協議いただいて、基準の見直し関係について、今後は協議をしていただいて調査していただければという要望をしておきます。

新幹線整備課にお尋ねをしたいのが、これで3回目ですので、今度は整備構想やったですよ。20年は構想でしたよね。21年度で今度は基本計画となるわけなんですけれども、構想がベースになって基本計画があるわけなんです、構想で決まった大まかな大きなところというのは何だったんでしょうか。

○議長（山口 要君）

新幹線整備課長。

○新幹線整備課長（須賀照基君）

構想の目的でございますけれども、広域的な視点から嬉野温泉駅周辺の基本構想を策定するというところで、業務の内容といたしましては、広域的な役割の位置づけと、また類似駅に関する事例の検討、嬉野駅周辺整備構想の作成、実現化方策の検討、嬉野市新幹線を活かしたまちづくり協議会及び部会での意見等の集約で基本構想に反映させるということでございます。成果品といたしましては、基本構想の本編を50部作りまして、概要版を100部と。ダイジェスト版を500部というようなことを成果品としていただきます。

以上です。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「わかりませんので、後で聞きに行きます」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

40ページの古湯温泉建設用材伐採運搬業務と、それから古湯温泉建設用材製材乾燥加工業務、これが4,090千円減った理由というか、お尋ねします。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（三根清和君）

お答えいたします。

今回、古湯の材として市有林を切りましたので、その伐採と運搬業務、これは実績に応じて90千円の減額ということでございます。次の建設用材製材乾燥加工業務ですけど、伐採業務も一緒でございますけれども、これらの委託料及び建築費については20年度、21年度の

2カ年の継続事業ということになっております。今回、製材乾燥加工業務のうちの製材について業務が完了したということで、4,000千円減額をしておりますけど、これは21年度の継続費として乾燥加工業務を行うということで、継続費の明細を見ていただければわかると思いますけど、そちらのほうでまだ、これは減額ですけど、次年度でまだ執行する予定ということで御確認をいただきたいというふうに思います。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

いいですか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

40ページの補助金の廃止路線代替バス運行費と生活交通路線維持費なんですが、両方とも増額になっております。これは、20年度は上久間線が路線バス廃止になりましたよね。それとの関連があるのかどうか。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（三根清和君）

お答えいたします。

上久間線については乗り合いタクシーに変更ということで、こちらについては経費的にはバスの運行よりも安くなっております。ただ、ほかの路線が非常に厳しいと。特に大野原線と春日線ですね、こちらの収益が悪化したということで追加の補正ということをお願いしております。

また、その下の生活交通路線維持費でございますけど、こちらは鹿島の祐徳院を起点とします嬉野行きと武雄行きのバスの運行に対する補助でございますけれども、こちらが全額単独のうちの負担ということで、こちらにも非常に乗客が減って、もうどうにもならないという補助の要請がございましたので、こちらについては特に学生さんたちが利用されている路線ということもありまして、今回1,800千円の補助の増額のお願いということでございます。

以上です

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

生活交通路線については、他市町との連携があるわけですから、これがなくなると、今言われたように学生、特に困りますよね。

廃止路線については、今厳しいと言われたのが、大野原と春日ということで言われましたけれども、以前からずっとこの路線については言われていたわけです。先ほど上久間線については乗り合いタクシーの利用ということで、かなりバス代よりも安く今なっているという

ことを言われましたけれども、その乗り合いタクシーの地元の反響がどうだったのか。やっぱりバスの時代よりもよかったのか、それともやはりバスのほうがよかったのかというところがあると思うんです。ですから、そのあたりが事実どうなのかによって、結局、今回の廃止路線代替バス運行費ですよね、このあたりの2路線についても部内では協議を多分されているのかなという気がするわけなんですけれども、このあたりについてどうなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（三根清和君）

お答えいたします。

廃止路線代替バスも生活交道路線も含めて、今、地域公共交通の活性化協議会というのを立ち上げておまして、その中で議論をいただいております。

まず、上久間線の乗り合いタクシーについては非常にお客様は喜んでいただいております。特に10人乗りのワゴン車を走らせるということで、いろんな小さな路地といいますかね、狭い道路でも入れるということで、今回、「ぶらっと」のほうにも停留所をつくってしておりますけど、こちらからの乗降のお客様がふえまして、非常に喜んでいただいております。また、地域にも出ていきまして、特に老人会の御要望をお聞きいたしまして、今、塩田の分岐のほうが起点になっておりますけど、今度はこれをもう1つ先の谷口医院を起点にするということと、それから樋口医院にも立ち寄るということで、いろんな路線の変更が自由にできるようになりましたので、またこの路線についてはお客様がふえるんじゃないかというふうに思っております。

また、大野原線、春日線については、これもことしの10月以降は乗り合いタクシーに切りかえる予定をしております。そうなれば、今度は大野原が、今、県道しかバスは走っておりませんが、これが今度は鹿谷から金松のほうに入れるようになります。それからまた、集落のほうにも入れるようになるというふうにして、非常に小回りがきくような形になるということになります。

次に、春日線でございますが、ここが実は小学生が本校に通っている子供たちがおります。3名から4名程度おりますので、こちらはどうしても完全に廃止するということとはできないということで、こちらもひよっとしたらずっと集落のほうに回れるような感じができるかなと思っております。

また、これも公共交通会議の中で議論がなっておりますけど、インターから嬉野のほうの市街地に結ぶ線ということで、こちらもそういうふうなものを走らせたらどうだろうかという議論もなっておりますし、また古湯もでき上がりますので、古湯の前を通るような路線も今から考えていくということになっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

コミュニティセンター費についてお伺いをいたします。

今回、受付管理業務で500千円の減ということで予算補正が上がっているわけですが、これは楠風館の分だというふうに理解をするわけですが、この受付管理業務の委託料が500千円下がった理由と、あとその財源として、その他財源を7,000千円落として一般財源から回しているわけですね。ここら辺の財源の振り分けと委託料が下がった理由と、なぜこういうふうな財源の振り替えがなされているのか、そこら辺をお聞きいたします。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

受付業務の減につきましては、本館の分については、1週間のうち1日が休みですので、そのほかについては受付業務をしております。展示館のほうは、通常、予算的には全日を予定しておりましたが、展示が思うようにできなかったというようなことで、その分の減額でございます。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

財源についてお答えいたします。

その他財源で7,000千円の減、一般財源で6,500千円の増になっておりますが、これは基金は地域づくり基金でございます。7,000千円を減額しまして6,500千円に対応するというところでございますけれども、3月補正を全体をならしませて財源の調整をする中で、地域づくり基金のほうには3月補正で30,000千円を戻し入れることになっております。そういった中での調整で、このコミュニティセンターの分としては7,000千円を減額したということになりますので、最終的にこの500千円との差の6,500千円が一般財源対応ということになります。1つずつ見ればなかなかわかりにくいかと思いますが、3月補正全体をとらえまして、財源の剰余の分につきまして基金の調整をした結果、こういうことになったと理解していただければと思います。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。副島議員。

○6番（副島孝裕君）

総務費の文書広報費、先ほど神近議員が指摘をされましたが、2,000千円の増額というこ

とで、これは当初7,500千円という課長の答弁をいただきました。これは対前年度比から見れば7,968千円というのは当初で減額されて予定をされている。その辺が個人情報との関係で囑託員さんをお願いしていたものをかなり郵送に回したと、そういう答弁をいただきましたが、こういうことは年初からわかっていることじゃなかろうかなというふうに思いますが、その辺いかがですか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

先ほど神近議員に答えたとおり、増加の要因がわからないんですよ。はっきりした、この分が増加したというはっきりしたのがですね。ただ、徐々に増加しているもので、そういうことで少しずつ増加して全体的にこういう結果になっているのかなということで、これは個人情報絡みというのはある程度の想像みたいな形で、要因の一つじゃないかなということで答弁しております。はっきりこういう事業があったので、この分について郵便料がかなりふえましたという根拠が、調査したのですが、わからないので、そういうのが一つの要因になっているのかなという状況なんです。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

先ほど課長の答弁を聞いたとき、わからないというのが僕はわからないとですよ。例えば、7,500千円で2,000千円の増額とすれば、率にして27%、3割近いものがそういう郵送料にかわっているということで、その辺のわからないままに増加したというのが僕はわからないとですけども、その辺の管理というのはできていないわけですか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

郵便につきましては、総務課のほうで一括して受け付けているんですが、ほぼ各課から持ってこられるときに一つ一つ課ごとに今まで件数等、要件等を受け付けはしておりませんでした。それで、来た分、15時前後に締めまして、件数を調査しまして、中身の調査やなくして、総数ですね、きょうは何件出しますということで伝票を書いて郵便局のほうに持っていったわけですが、そういうことでやっていたもので、この中身自体がわからないということなんです。どこの課が幾ら出しているかわからないという状況でしたので、今、こういう状況になりましたので、2月から出す場合には課ごとに記録をとるように改善して、各課ごとに書いていただいてから郵便を出しているような状況でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

これだけ財政の厳しい状況の中で、こんな甘いチェックではいかんと思うとですよ。それで、やはりふえたときは、ちゃんと担当課に理由をつけるとか、どうしても郵送に変えなければいけなかったのか、やはりその辺の対応が1年間できていなかったのが僕は不思議でならんとですけれども。その辺をもう一回、課長の理由と、それからもう1点、これだけ郵送料がふえて、例えば、先ほど神近議員の答弁でも言われた嘱託員さんあたりの仕事量が減っているのか、その辺も含めてお答えをお願いします。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

郵便料の節減につきましては、管内郵便等には特別割引がありますので、本庁のほうから嬉野管内に出す場合には嬉野のほうに持って行って出したり、反対に嬉野支所から本庁に持ってきたり、いろいろ割引がきくような対応はしております。その分についてやっているんですが、どうしても郵便料がふえているということなので、その原因が今まで議員指摘のとおりチェックしていなかったもので、やはりこれだけの量が出てきましたので、チェックをするように担当に指示しまして、今チェックをしているところです。来年度については、チェックができて、増加の要因等についてははっきりすると思います。

それから、今までは各個人あてに配るやつを嘱託員さんにずっとお願いしまして回収をしていたんですが、個人情報ということで非常に住民の方がシビアになっておられます。その分については、なるべく郵送等であるようにということで、あるいは回収の封筒を用意するとか、そういう手だてはしておりますが、それによっては嘱託員さんの仕事が減っているとは思いません。嘱託員さんについてはいろいろなほかの仕事もございますので、単に配送だけの仕事ではございませんので、行政嘱託員さんの仕事が減っているとは理解しておりません。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

ほんに小さいことを聞いて申しわけないんですが、40ページの負担金のバス停表示板修理15千円というふうにあります。これは新しくバス停の表示板ですね、つくられた分の破損についての修理代ということはわかるんですが、負担金ということであれば、どこどこでバス

会社さんとの3者なら3者さんと市のほうが一緒になってやるのか、そのあたりの中身というのはどういうものなんですかね。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（三根清和君）

お答えいたします。

まず、このバス停の設置、新規に設置するときに、市と祐徳バス、JRバスと三者で協定を結んで新規で設置して、そのときうちの負担金の予算をお願いして可決をいただいたところですけど、この協定の中に、こういう事故等があった場合の責任度合いをどうするかという項目がございまして、一応5年間は三者で共同でそういう補修をやっていきましようという中身になっておりますので、今回、ちょうどホームセンターユートクの前のバス停をだれかがけったような跡がございまして、そこのアクリル板のところが破れて補修もきかない、修理もきかないということでしたので、新しく取りかえるというものです。これは大体45,150円かかりまして、その3分の1の負担ということで15千円ということでございます。以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

次は40ページの地域情報化推進費の中のネットワーク分の端末設定と端末の購入なんですけれども、これは当初予算の説明でいけば、端末導入とL G W A Nの機器購入ということになっておるわけですよ。この900千円の設定業務が当初のときにはあったんですが、今回なくなったというのは、入札を行った後に結局この端末機を納める業者がサービスとして設定をするようになったのか、あるいは市の職員の中には、たしかある程度たけた方がいらっしまったと思うんですよ。その方がやるようになったのかと、もう1点が端末機そのものが1,568千円減額になっていきますけど、これは端末だけ、端末も両方あったですよ、L G W A Nと。結局、両方のバランスで減なのか、それともL G W A Nの機器はそのまま、端末機だけが減だったのか。この中身はどうなっているんですかね。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

13節の委託料のネットワーク端末設定業務ですけれども、これは当初は入札後に委託というようにして設定をするようにしておりました。しかしながら、今回、入札と一緒に入れております。（「ああ、入札の中に入れ込んだ」と呼ぶ者あり）はい、そういった考えで900

千円の減ということになっております。

それから、備品購入費の1,568千円の減ですけれども、L G W A Nの減が714千円の減です。それから、端末の購入の分が854千円の減というようなことで、1,568千円の減ということになっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

L G W A Nについては、かなり大きく減になったわけなんですよ。その要因というのが何なのかと、端末が854千円ですよ。これは1台当たりになると、どれくらい当初から考えて安くなったのか。

設定業務については、入札のときに入れ込んだということであれば、何で当初のときにおざわざ設定業務と端末の備品購入と一緒にしたのかなという、そのあたりの疑問点があるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

パソコンの1台当たりにつきましては、当初見積もりが119千円程度で見積もっておりました。入札をして73千円ぐらいになっております。この73千円につきましては、この設定料も入っているということに考えております。

なぜ当初から設定を委託に入れなかったかということですが、今までがそういった形になっておりました。しかしながら、経費節減の面を考えてみた場合に、これも入札した方がいいだろうというようなことで、今回入札で取り組んだところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで第3款、民生費までの質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで午後1時30分まで休憩をいたします。

午後0時17分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑を行います。

歳出49ページから60ページまで、第4款、衛生費より第8款、土木費までについての質疑を行います。質疑ありませんか。織田菊男議員。

○9番（織田菊男君）

済みません、所管ですけど、54ページ、ふるさと農道で、これはどこばするとですかね、修理は。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後1時30分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ふるさと農道の件につきましては、以前から課題がございましたので、実は昨年の知事との懇談会というか、いわゆる意見交換会が市長会主催であったわけでございまして、その際、私どもの懸案でございます、その件について発言をいたしております。それに対しまして、知事は一応現場の話も知っておられたわけでございましたけれども、県内各地区が、特に佐賀市周辺ということでございましたけれども、同じようないわゆる農道の扱いになっているというふうなことでございまして、県内全体の整理をしないとなかなか難しいのではなからうかというふうな話でございました。私が申し上げましたのは、いわゆる通行量とか、また以前の経緯とか考えてみて、やはり県道として取り扱うべきじゃないかというような発言をしたわけでございますけれども、県内の対応がそれぞればらばらと。県道にという私どもには考えもありますし、また農道のままでというふうないろんな考えがあって、なかなか一本化できていないというふうなことだと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

それでは、56ページの商工振興費、補助金の、今回、地域活性化・生活対策臨時交付金ということで、プレミアムつき商品券発行を16,000千円ということで予定をしておられるわけですが、これについて、大体わかるわけですが、説明をまずお願いしたいというふうに思います。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

お答えします。

全国でいろいろ報道等があっておりまして御存じだと思いますけれども、今回、地域活性化・生活対策臨時交付金ということで、嬉野市商工会に発行をお願いして補助金として交付したいということでございます。

中身につきましては、500円の商品券を22枚のセットにいたしまして11千円分となりますけれども、それを10千円で購入をいただくということで、市内の事業所が1,500程度あると思いますけれども、登録をしていただきまして、登録業者様で購入をしていただくということでございます。その商品券の発行総額といたしまして全部で1億円ですけれども、額面としましては110,000千円です。そのうち1億円分を販売するというところでございます。それで、残りの6,000千円につきましては、商品券を22万枚製作する必要がございますので、その分の製作費とそれに伴う事務手数料、それから消耗品とか販売PRですかね、そういうものを一切含めまして6,000千円の補助金といたしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

もう少し説明をしてほしかったんですが、それでは、要するに商工会さんのほうが1億円分の商品券、500円の22枚つづり、要するに11千円分ということですよ。それを1万束になるとかな、1,000束になるとかな。1億円分やっけんが、1万束つくるといふことですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）500円券の22枚つづり、要するに10千円を1万束つくるといふことだと思ふんです。それをまず商工会さんのほうへ買いに行くと。商工会さんのほうに定額給付金の12千円もらうのを当てにして、それを買いに行くと。10千円で買って、それが11千円分あると。11千円分のものが購入できるということだと思ふんですが、まず基本的に考え方として、いわゆる1,500の事業所というふうにおっしゃいましたけれども、嬉野市内の1,500の事業所の方が潤うための商品券なのか、それともいわゆるそれを使う人、要するに一般市民の方ですよ、どっちを考えてこの商品券をつくろうと思われたのかお聞きをいたします。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

基本的には両方です。販売が低迷しておりますので、販売促進、それと1割分のプレミアムの部分を余分に使えるということで、市内で使う方も利益をこうむっていただきたいとい

うことを考えております。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

そうなれば、両方ということなんですが、余裕のある方と余裕のない方で、これは恩恵を受ける人と受けない人の差が非常に出てくるのかなという気がするわけです。話を聞いたところでは、たしか1人10口と。要するに100千円分を買うことができますよと。商工会さんに行って100千円の分を買えば、使うときにはそれが110千円になるわけですよ。お金を持っている人は、例えば家族、これは多分1世帯に1口じゃなくて、1人が最高10口だと思うんですよ。そうすると、家族で金の余裕のある人は、例えば、家族3人で買いに行けば、それなりに300千円分を買って30千円の、要するに何というんですか、もうけと言ったらちょっと言い方はおかしいですけど、恩恵を受けるわけですよ。ただ、それだけお金のない人は——いや、ない人と言ったらちょっと語弊がありますが、要するに回すお金がない人はそんなに買えないわけですよ。10千円の商品券だって、交付金をもらったのが商品券を買うよりもほかに回さなければならないという人は、この恩恵に授からないということになるわけですよ。そこら辺をどういうふうと考えられたのかということです。そこら辺まで考えてこの商品券ということになったのかどうなのか。

市長、これをつくるに当たって、そこら辺のお金を回すことができる人、それと、ようやくいわゆる給付金をもらって、ああ、よかった、これで何とか生活ができるというありがたい受け取る人、いろんな家庭があると思うんですが、そこら辺について、これをやるときにそこまで考えての対応だったのか、最後、市長、答弁をお願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このプレミアム商品券につきましては、あくまでも自主的に購入していただくということでございますので、いわゆる販売促進の一助という面があるわけでございますので、企画が成立したということでございます。そういうことでございますので、何も強制的にこれをお願いするというは一切考えておりませんので、自主的に御購入いただく範囲で御利用いただければというふうを考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

理解はするわけですね、10千円で11千円分と。グリコのおまけやないけど、1千円ついておるといことで、これは魅力だろうと思えますけれども、じゃ、これが地方における景気の対策、あるいは商店街の活性化なりにつながるかということ、買う品物によって変わるだけの話だと思うんですよ。例えば、食料品とか通常買う肉あたりをそれで買って、通常買うものだから何ら消費拡大にならないわけですよ。例えば、これを思い切ってテレビを嬉野市内の電気屋さんで買うとか、通常買わない部分だったらかなり影響力はあると思います。ただ、そこら辺で日用品はだめですよとか、そういう限定はなかなか難しいわけです、商店さんの関係があつてね。ということだろうと思うんです。

そこで、私も果たしてこの効果をどこに市長も担当課も求められているのかなというのがちょっと若干理解できないんですよ。やることに対しては、いろいろ賛否両論あると思えますけれども、そこら辺、もう少し具体的に分析をどういうふうにしたのか。ただ、食料品を買うんやったら、通常買うんだからということは何ら影響力はないわけですよ。ただ、市内の商店で買えるという、これが大きなメリットかなと。武雄のエレナで買っていたのを嬉野の肉屋さんで買うとか、こういうところのメリットしかないんですけども、この事業をして、どのぐらい地域で消費されるとか、そういう試算とか、そこら辺も考えてこういうことをされたんですかね。それとも全国的にこういうのがはやっているから横並びにしていっちゃえたというようなことではないですよ。そこら辺、もう少し具体的に御説明いただければありがたいんですけど。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

お答えします。

基本的には定額給付金が今後議論されると思えますけれども、それが1つはねらいがあつたと考えておまして、消費につきましては基本的には大きく2つに分かれるということを考えております。1つは、先ほどから話があつております、どうしても生活消費ですか、食費に回るというのはやむを得ないところですけども、あともう1つは、いわゆる耐久消費財の中で、例えば煙感知器ですか、警報器ですか、そういうものを2年後やったですかね、それまでにはそろえばいかん、1軒当たり50千円とか60千円とかという議論があつてますし、そういう問題がもう少し普及できないだろうかということが1つございます。それともう1つは、地上デジタル放送というのがもう間もなくアナログから切りかわりますので、この際、テレビをどっちみちかえようかなと考えておる人を少し早目にとか、それから、今回はE T Cの問題がありますけれども、そういうふうな条件によって消費が上向いてくる可

能性があることは一応予測はしておりましたので、先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり生活対策費に回る部分と思い切って前倒しで買おうかなという部分と、やはり二極化として出てくるんじゃないかなという予測は立てたところです。

ただ、よそがしよったけんが、まねしてしたということはございません。実はこの話は昨年10月に私ども独自で嬉野町の商店街が、このプレミアム商品券を嬉野町商店街協同組合でやりたいというお話が12月補正が済んでしまった後にございました。じゃ、何とか私たちも協力して、12月に間に合わんなら新年度でも何とかお互いやりましょうかという話をちよどしよったんですよ。それで、この給付金の話が来たもんですから、最初はハードにしか使えんばいという話でちょっとあきらめかけていたんですけど、質疑応答を見よったらソフトもよかよということで、うちは真っすぐ手を挙げたということですので、流れに乗っているということは全くございません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

最後です。私が言いたいのは、生活必需品ですよ、そういう部分だったら効果がない。定額給付金もそうでしょうけれども、定額給付金をもらって、例えば日用品、通常買う食料品、そういうのを買ったら、日常的に通常買うわけだから何も効果はないわけですよ。課長が言われた後段の部分の買い物、ショッピングやったらかなり波及効果はあるだろうというふうに思うわけですよ。だから、後段のほうにだけ絞るとかいう話は、やっぱりこのプレミアム商品券をするときには議論にならなかったんですかね。やっぱり各商店のことが頭になりあったんですか。そこら辺、最後に一言だけお願いします。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

議員おっしゃるとおり、どうしても業種を問わずにやっぱり幅広く地元から消費をしていただきたいというのがずっと頭にございましたので、なかなか生活、食費に回るというのはやむを得ないというふうに判断、一部回るというのはやっぱりやむを得ないかなという、買われた方の判断にお任せするしかないのかなと考えております。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

このプレミアム商品券の1万枚発行ということなんですけれども、現実にこの1万枚発行

されて、それを買ってもらわないと意味がないと思うんですよね。どういうふうにして買ってもらおうかと。先ほどの山田議員のお話とはちょっと違いますけれども、日用品を買っても、結局その浮いたお金はまたほかのほうに使うわけですので、これは必ず活性化につながっていくと私は確信しております。

そういう意味で、このプレミアム商品券を嬉野市内で、ほかの自治体もやっているわけですよ、武雄とか、ほかの自治体も。だから、そういう部分で嬉野市内で使ってもらうためには、本当にそこら辺の対応というのを商店街なり、そういう事業者さんでわいわいがやがや盛り上がるような、そういう形で嬉野市内で本当にどういうふうに使ってもらおうかという方法を行政側として指導なされているのか。ただ単に、先ほどおっしゃったように券を発行するだけなのか、そこら辺についてお伺いをいたします。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（三根清和君）

済みません、回答する者がちょっとかわりましたけれども、これは今、観光商工課長がお話ししたとおりでございますけれども、もう1つは、嬉野の市民の方が嬉野市内でいろんな買い物をしていただくということは、つまりお店にそれだけお客さんが来ていただけるということになりますので、やはり店側もこれをチャンスととらえて、いろんな商品開発、またいろんなビジネスチャンスということで、そういう今の商売の方法とかなんとか、そういうのを少し考えていただいて、もしこの商品券がなくなっても、またお客様が来ていただけるような店づくりというのですかね、そういうのを考えていただくチャンスかなというふうにもとらえております。

以上です。

○議長（山口 要君）

行政側のPRのところは。

○企画企業誘致課長（三根清和君）続

済みません、後段のPRの件ですね。非常に日程的に詰まっておりますけれども、これは商工会とうちのほうで両方でそういうPRを持っていく予定をしております。早速、議会が終わりましたら3月の各区に回覧いたします送というものが毎月2回ございますけれども、これによってすぐPRをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

そこら辺ですね、しっかり本当に嬉野で使っていただくようなPRをやっていただきたい

と、そういうふうに思います。

あとこの商品券の購入方法等ですね、要するにどこで購入するかという部分と、それから、先ほど1,500業種やったのですかね、1,500事業者やったのですかね、その中で実際、例えば、商店で物を買うとか、使い方がすぐ頭に浮かぶんですけども、例えば、医療費をこれで払うとか、そういう地域通貨的な使い方ができるのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（三根清和君）

お答えします。

これは商品を買うというのが目的でございますので、医療費のほかに、例えば、ビール券とか、それからプリペイドカード、図書券と、こういう金券に当たるものについては購入はできないだろうと考えております。あと販売するところ、これも商工会だけじゃなくて、市内10カ所を予定しておりますので、そちらのほうにわかりやすい旗なりポスターなり張って、そこでも購入できるというふうにしたいと考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

ちょっと確認ですけど、医療費には払えないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）もういいです。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

この印刷費は結構かかるんですか。それから、今ある商品券というか、500円券ありますよね。それは商店街で使う券ありますよね、500円1枚。だから、それとはまた別にこれ用に印刷を新しくするのか。私から見ると、もったいないなと思うんですよね。だから、プレミアムの1千円分だけを今ある商品券につけて、そして販売してもいいかなとも思うんですけども、印刷費がそういうふうにした場合と、今度新しく全部を印刷するんですか。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（三根清和君）

お答えいたします。

今回、券は新しくつくります、これ専用。もちろん、これが取り扱えるお店もきちんと

登録をしていただいて、そこで使うということになりますので、今、商店街でつくってもらっている券と今回つくる券が使えるお店が違ったりするかもしれませんし、また、今、商店街でつくっていただいている券はずっと使えますけど、うちの場合は半年しか使えないという期限つきでございますので、新たにつくるということになります。

以上です。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

このプレミアム商品券というか、これは期限つきですか。あとはもう使えないんですか。半年ぐらい。（「はい」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。

そして、この事業所というのは、あと職種というか、どのぐらいいろいろあるんでしょうか。例えば、飲食店とか。

○議長（山口 要君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（三根清和君）

お答えします。

お店の種類ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

1,500というのは、商工会に加入されているところが大体1,900ぐらいということで、そのほかの加入されていないお店でも使えるようにということですね。今回、ちょっと特色としてあるのが、例えば、建築とか、配管とか、そういう事業所さんにも使えるようにしたいというようでございます。これはちょっと先ほど商品の販売と言いましたけれども、そういう工事関係も使えるようにしたらどうかということで考えております。

大体1,500あるだろうと予定はしておりますけれども、登録が恐らく1,000ちょっとぐらいになるんじゃないかなということで予想はいたしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「もう1つ」と呼ぶ者あり）秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

そしたら、例えば何というんですかね、生ごみのありますよね、電気屋さんに。

○議長（山口 要君）

コンポストですか。

○4番（秋月留美子君）続

はい、そうです。それは市の補助ですかね、それもちょうとありますよね。だから、そういうのとも重ねて使えるかですね。そういうのは関係ないですかね。例えば、そういうふう

に……

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

それは当然、補助は補助として、それからお金を払われる分を商品券で払っていただければ大丈夫ですので、当然、飲食店あたりも含めて御利用できると思います。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

いろいろ聞いてくれろということで言われておりますので。まず第1に、今御説明を聞くと、商工会の会員さんが主であるということを知りました。そうすると、飲食店関係ですよ、夜のほうの飲食関係でも使っているのかどうかという点と、それから、極端に言ったら、嬉野は10%ですよ、今回の商品券については、県下でもほとんどが10%だったと思うんですよ。ですから、各市町の取り組みをまず御報告していただきたいなと思います。何でもかといえば、これは議案が出たときに女性の方に聞くと、はっきり言って定額給付金は振り込んで現金で来るわけですよ。それを今度わざわざ商品券にかえるわけなんですけれども、言い方を変えれば、武雄市さんとかが仮にその10%をやったときに、結局、スーパーとか、大手さんのああいふところでも使ってもいいようなことになれば、嬉野の市民はこぞって武雄の商品券を買いに行くよと。いろんな全国系列のスーパーもありますけれども、そういうところでも極端に言ったら独自に10%の商品券をつくられた場合、全国チェーンの店が、そういうのを当てたときに。そしたら、皆さんが結局そういう店の商品券を買うよと。やっぱりどうしてもメリッ的にはそういうところに行ってしまうというふうな言い方をされるのが多いんですよ。だけれども、やはり気持ち的には嬉野市内のお金が回ることによって、嬉野のまちの中が、市内が少しでも潤うよという気持ちは皆さん持っていらっしゃるわけで、この10%が本当に妥当なのかなと。根本的に私はそこに疑問を呈したいんですよ。

だから、まず最初に言った、まず飲食店関係でも使えるのかどうか、あるいは県下の中での状況というものがどうなのかだけ、まず教えてください。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

まず、飲食店で使えるかどうかでございますが、それは飲食店は当然使えることになりました。

それと県内の状況でございますが、佐賀市が10%、唐津市、玄海町、多久市、武雄市、鹿島市、神埼町が10%、それと吉野ヶ里町が、ちょっとこれは資料が古いんですけど、当時は

5%、それと、今、小城市が未定となっておりますが、その後、これはいわゆる交付金にのらない事業を手を挙げられまして、多分、市単独で20%と。ちょっと資料が古くて、もう少し、あと2つ、3つぐらいは出ているかもわかりませんが、一応把握している段階ではそういうところでございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今、御報告があったように、10%というのがほとんどですよね。多分これだけ各市町が始めれば、ここに載っていない太良町さんとかなんとも横並びに打ち出される方針が強いのかなという気がするわけです。となると、プレミアムということにつけられたこの商品券が、色がかすんでしまうわけです。できれば、これだけの予算をつけるわけですよね、16,000千円。その中で、5,000千円が事務費関係、印刷関係なんですよね。11,000千円が結局10%の分でしょう。ですよね。そうすると、この10%の色合いが薄くなると、せっかくつくっても、購入される人たちが少なくなったら意味がなくなるわけなんですよ。逆に県下のとか県外からでも、嬉野は今度は物すごくいい商品券をつくったよというふうな形でPRができて、市外の方でも商品券を買っていただけると。嬉野市内の商工会に登録されている店では何でも使えるよというふうなところに持っていけないと、せっかく税金を使ってこれだけのことをやるのに意味が薄らいでいって、何にもならないんじゃないかなという不安が物すごくあるわけですよね。1万枚つくった、でも、佐賀県下全部、横並びで一緒だ。その中でも武雄市さんとか佐賀市なんかは、嬉野市よりももっと商工会以外のところでも使えるよとなったときに全部流れてしまって、言い方を変えれば、ほんのわずか1割とか2割しか買っただけなかったとなったときには、何のために今度はやったんだということで物すごく大きな論議になると思うんですよね。やる以上は、佐賀県下の中でもやはりぬきんでた補助率、そのあたりを設定すべきじゃなかでしょうか。

今、小城市は単独でも20%ということをおっしゃいました。それなら、嬉野市は25%とか30%とか、枚数的に1万枚の予定が半分になってもいいじゃないですか、5,000枚になっても。あるいは3,000枚になってもいいじゃないですか。私はそういうふうにもっとつけて、あくまでもこれは嬉野市内でしか使われないわけでしょう、この商品券。それは金券のところに持っていけるかどうかというのはわかりませんが、これは金券にできないというふうな規制をかければ、これを買って金券のところで現金にかえるということができなければ、そういう心配事もなくなると思うんですよね、この商品券が金券のほうにかわるということも。だから、そういうふうなやっぱり防止策もつくれば、2割とか3割とか、そういうふうなところで、もっとめり張りのついた商品券ができるんじゃないかな、そして、どこからでも買うことができるんじゃないかなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回のプレミアム商品券につきましては、いろんな議論は十分承知をいたしていますし、また御意見も傾聴するところもございます。しかしながら、継続的に商店街の振興というのを図っておるわけでございますので、やはり私どもといたしましては、同じ10%であっても、ぜひ嬉野市内で買っていただいて、嬉野で使っていただきたいということをお願いするということが一番大事じゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

市長が言われることはわかるんですけども、それなら何のためにこれだけのお金を使ってつくるんだと。買ってもらわなかったら意味がないじゃないですか。やはりつくる以上は1万枚なら1万枚を完売してもらわなくちゃいけないわけでしょう、はっきり言って。プレミアムという一つの限定なんですから、逆に足りないというぐらいに、もう一回こういうことをしてくださいよ、来年もう一回してくださいよと逆に市内の方からそういう言葉が出る方向がいいんじゃないですか。20%か、25%か、そのあたりまで引き上げて、ああ、よかったねと。嬉野市内の商店街の方から、よかったよと、全部つくったばってんと。20%にしたことによって5,000枚にしかならなかったけれども、5,000枚全部売れたと。結局、5,000枚が嬉野市内に全部行き渡ったよ、本当によかったということになれば、ぜひとも来年もやってくれないだろうかという要請が多分来ると思うんですよね。だから、そういうことを見きわめて、市長、県下が全部10%だからということをおっしゃいますけれども、商店街とかなんとかひっくるめて嬉野全体の潤いを考えれば、やはりそこまで踏み込んだほうがいいんじゃないですかね。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回のことにつきましては、当然、商工会あたりとも話し合いをしてきたところでございまして、やはりプレミアムということでございますので、いわゆる商工会の活性化ということに対して公的に補助をするということでございますので、要するにプレミアムの限度というものはあると思うんですよね。そこで、公金を使ってどれくらいプレミアムをつけていく

かということにつきましては、やはり1割程度が限度じゃないかなということ、それぞれの自治体も考えたのではないかなというふうに思っておるところでございまして、じゃ、プレミアム料金を半額にすればいいじゃないかと、それに対して半額分を公的に補助したらいいじゃないかという理屈はもちろん考えとしては成り立ちますけれども、そういうことが本当に商行為として継続的に行えるかどうかということにつきましては、また別の議論があるんじゃないかなというふうに思いますけど。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

私は商工会の会員さんの中に何名か聞きましたけど、やっぱり不安は持っていらっしゃるんですよ。先ほど言われたように、最初は嬉野の商店街で、組合のほうで考えたということ、で答弁がありました。そのときにも聞いた方は自分だけ最初は考えていたということをおっしゃいました。そのかわり、そこで言われたのが、そのときはまだ10月だったから、自分たちは、ああ、これで何とか商店街の活性化につなげるかなという気持ちを持って考えたけれども、今度の定額給付金のことによって県下全域が10%ということを出されることによって、今度は不安になったと言われたんですよ。それで、そのときのお話の中で、先ほど言ったように、やっぱりそれじゃ嬉野市はかすんでしまうよね、やっぱり15%、20%、25%というふうに他市町よりぬきんでた補助率にすればまた違うよねというふうなことを話をしよったら、やはり20%ぐらいになったら物すごいインパクトがあるよというふうなことを言われているわけですよ。そんなら、できることなら、やはりそういうふうにしてほしいという気持ちをその方は持っていらっしゃいました。

だから、私はやるならやはりそのあたりまで、あれから商工会の会員さんあたりと再度協議をされたのかどうかわかりませんが、その後どうなんですか。県下これだけ10%とかなんとかお話があった中で、その後、商店街、あるいは商工会の方々と今回の10%について再度御協議されたんですか、どうなんですかね。私はこのあたりは最低でも20%つけて、やはり他市町からぬきんでて、そして嬉野の市内が潤うように、市外からでも買っていただけるように、それだけの施策が市長の判断だと私は思いますけど。今まで商工会とのお話し合いは。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

お答えします。

商工会の役員会を開催されております中で、一部の役員さんの中から、よそは20%という

話が出されております。ただ、最終的に役員会の中で決定をされましたのが10%ということでございましたので、意見としては自分も伺っているところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私のところまではその話は通っておりませんが、私は10%、私どもがつけさせていただいたということで、やはり市民の方が十分御理解いただいて購入していただくということについては、私どもも努力しますが、商店街の方もぜひ御努力をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

市内のスーパーとか、そういうのはこれには入っていないんですね、事業所には。あとスーパーとかは毎週土曜日とか10%引きとかと……

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後2時9分 休憩

午後2時9分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

市内のスーパーでも使えるようになります。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

○6番（副島孝裕君）

先ほどの神近議員の2割の発言ですけれども、私もこれは新聞記事ですけれども、先ほど一ノ瀬課長が市の単独で20%という小城市の話をされましたが、これは西日本新聞の3月5日の記事によれば、20%の割り増し券をつけると。これについては、商品券の対象者全員分を用意できないため、先着や抽選など不公平が生じないような発券方法を考えているというような記事が載っていました。

それで、その辺、市があくまでも10%と言われるわけですが、その中で、全国的にも有名

になりました北海道の西興部村ですか、これは3月5日に早速現金でのし袋に入れて配ったわけですが、ここなんかは、3千円で5千円分の商品が買えると。率にして67%、こういうところもあるそうです。それで、先ほどの課長の答弁によれば、商工会の役員会で10%というようなのが決定したということ、それから、ただいまの市長の答弁では、私はそれは聞いていないと。市の持っていき方で10%に決定したということですけども、これはプレミアムでおまけですから、行政の知恵の出し比べと思うとですよ。それで、10%程度ではもうこれはどこでも考えているわけですから、やはりその辺は先ほど意見があったように、せめて2割ぐらいにして、要は市内の消費を活性化することでしょうし、もう一回考える必要があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺いかがですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

話を聞いていないと申し上げましたのは、20%という話を出たかどうかということについては承知していないということで、10%の話は私も最初から、10月ごろから、商店街の方からぜひ出したいからということで承っておったということでございます。そういうことでございますので、いろいろやり方としては考えられますので、私どもとしては10%ということをやろうということで決めておるわけでございますので、それに加えて、やはり商店街、商工会あたりがいろんなことを企画されれば、まだまだ売れるというふうには私は考えますので、そこら辺については御検討いただければと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

それでは、その内容については、商工会独自でつくられてもいいというように理解しているわけですね。（発言する者あり）結構です。

それで、2問目ですけども、これは各区内の回覧板に回ったところで、例の申請については申請者本人を証明するもの、免許証、保険証、年金手帳など……（「それは定額給付金でしょう」と呼ぶ者あり）ありやりや、そうか。それで、市としては、そういう割り増しのアップというのはもう考えておられないというふうに理解しているわけですね。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

市としては、今回、予算としてお願いをいたしておりますので、そのことで御了解をいただきたいと思います。

今、申し上げましたのは、それに加えて、今までの御意見は当然商工会にも伝わると思いますので、商工会独自で今のような形で売れないということで、じゃ、ほかの売り方を考えようかということで、プレミアムではないですけど、またいろんな売り方を考えていただいて、完売について御努力いただくということであれば、私どもとしてもまたお手伝いは別な形でできるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

昨日は商品券ばかり御説明を受けたんですが、宿泊券をちょっと聞いていないんですよ。済みません、宿泊券について御説明をお願いします。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

同じくプレミアムの宿泊券につきまして、補助金として交付を予定いたしておりますが、これにつきましては、事業主体を嬉野温泉旅館組合で行うことといたしております。旅館はそれぞれ宿泊料金が違いますので、券の種類としましては、10千円宿泊券を9千円で販売すると。それと、5千円宿泊券を4,500円で販売いたします。それと、端数調整のために、1千円の宿泊券を900円で販売するというようにいたしております。その券の発行総額55,000千円を50,000千円でお客さんに販売をします。今回、6,000千円ということで補助金をお願いしておりますが、5,000千円についてがそのプレミアムの分ですね。残りの1,000千円についてが、券などの制作費用ということで、今回お願いいたしております。

なお、ここにつきましては、各旅館の宿泊者に限定をすることと、それから、1人当たりの購入の上限は設けないということです。それと、旅館の直接販売と、それから旅館組合での販売ということを考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

わかりました。これも先ほどの商品券と一緒に、余りインパクトがないかなと。今、定額給付金のごことで御質問がありかけましたけれども、結局エージェントとかなんとかは、今12千円で宿泊ができるようなプランとかなんとか、今どんどんどん出していますよね。今

回の定額給付金については、そういうふうな旅行会社関係が、温泉街もそうなんでしょうけれども、かなり力を入れて宣伝をやっている中で、結局嬉野としても、C I事業なんかでも一生懸命宣伝費を上げられていますけれども、今回のプレミアムの宿泊券についても、何かこうインパクトがないんですよ。せっかくこれだけやるなら、これももうちょっと何とかならないかなという気がするんですけど、いかがなんですかね。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

委員会の中でもそういうお話をいただいております、その後、旅館組合と協議をいたしましたところ、やはり旅館も努力しなければいけないということでございまして、組合として宿泊をされたお客様で、このプレミアム宿泊券を御利用なされた場合には、旅館として、さらに何%かのプレミアムをつけてお客様をお迎えしたいということになっておりますので、10%どまりではないということでございます。

それと、今回、販売につきましては、エージェントを通さないということにいたしております。というのは、エージェントを通しますと、それなりの手数料を引かれますし、その分サービスが低下をいたしますので、その分については、自分たちの営業マンを持っておられるところは直接出向かれて、営業担当の方に販売をしていただくというふうなことを、こういうものを嬉野はやっているよというふうなPRを合わせて行っていくというふうに組合のほうで決意をなされているところでございます。

○議長（山口 要君）

神近議員いいですか。（「もうよかです」と呼ぶ者あり）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

例えば、エージェントを通したら、当然それは、精算の仕方が難しくてできないだろうけれども、例えば、旅館に自分で直接申し込みをして、支払いのときにこの制度を使うということについては可能と考えられますか、それとも、それは別問題だというふうに判断をされていますか。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

後払いのときの問題につきましては、それは可能ということにしております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

そこが、ちょっとそれでいいのかなと思ってしまうわけですね。それを知って来た人やったらいいけれども、偶然たまたま来た人に、これがあるけん、そういうふうになってしまうのかなと。というのが、旅館が営業をお持ちじゃないんですよね、もう厳しくて。だから、この効果というのは、外に出て行って、こういう商品が嬉野にあるから、これを使って嬉野にお泊まりくださいということが大きなメリットだし、増になることだと思うんですよね。後払いの分を、はい、こういうよかちがあるけん、ついでに使いなさいというのはいかなもんかなと思いますけれども、やっぱりそこあたりは、旅館のやり方もそうさせてほしいと言われているんですかね。私は、そのほうはしないほうがかえって効果があるんじゃないかと思いますが、その辺、いかがですか。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

当然、可能というのは支払いの可能ということであって、問い合わせがあった段階で、嬉野はこういうものをやっておりますというのをまず言ってもらおうと。そして、例えば、宿泊の比較をされたときに、やはり嬉野のほうは10%もうけたよということで引き込みをしたいと。結果的に来られてからの払いになりますので、やはりそれを使わせないという手はないわけで、それはやむを得ないかなと思っていますんですけど。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

もう1つ、そしたら期間はちょっと長いんですよね。しないと効果はないだろうと思うんですけども、課長の論法もわかりますけれども、果たしてそれで効果があるかなという気がするわけですね。たまたま来た、電話で申し込んだら、それを知っておって申し込まれた人ならいいですよ。知らんで申し込まれた人に、いや、こういうのがありますから、それを今回使いましょうというんだったら効果はないと私は言いよるわけですよ。そこら辺について、せっかく公金でもありますし、そこら辺はもう少し考えたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

実は、委員会の中で5月から12月末までということで御報告をいたしておりましたけれども、先日、委員長のほうに訂正の申し入れをいたしております。使用期間につきましては、あくまでも予定ですけども、5月1日から、5月から10月末ということで御変更をお願いしたいと思っております。

それと、先ほどの山田議員の御発言の、たまたま来られたからたまたまというのではなくて、問い合わせのあった段階で必ず言っていただくということは確認をいたしております。もう一回組合の常会がございますので、その場に今回は呼ばれておりますので、そこはきちっとお話しさせていただきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

1点だけよかですか。これは旅館さんの宿泊のみなののでしょうか。例えば、結婚式だとか、そういうふうな場合においてもこれを使えるのかどうか。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

今回は、宿泊券ということで発行いたしますので、宿泊に限定をしたいと思っております。ただ、旅館で、例えば、宴会をするとか結婚式をするとか、食事をしたり、入浴はありません。そういうものにつきましては商品券を、プレミアム商品券のほうでお使いいただきたいというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

この宿泊券についての関連質問ですが、今、お客様は現状、エージェントでクーポン券を持って旅館のほうに宿泊されるわけです。その取り扱いについては適用するのかどうか、その点、お尋ねします。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

クーポンについては、取り扱いはできないと考えております。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

宿泊のお客様として、恐らくクーポン券が8割ぐらいを占めると思いますが、そのあたりは情報把握していらっしゃるのかどうか、その点をお尋ねします。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

そこの割合までは、把握はいたしておりません。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

そしたら、この宿泊券も余り効果はないだろうと思うわけですよね。先ほど申し上げたように旅館の、現在、どここの代理店で何名様とって、クーポンがほとんどのお客様は多いと思いますけど、一部の人しかこれは該当はできないだろうと思うけど、その点はどうお考えなのか、再度答弁していただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

あくまでも事業者は旅館組合で決定をされることをございますけれども、いろいろな客層の方もおられますし、小さい旅館等もございます。できるだけ幅広いお客さんに御利用いただきたいというふうに思っておりますので、何としてでも旅館組合としては、組合の役員会の中では、じゃ、頑張ろうかというふうな御意見が出ておりますので、それは先ほど言いましたように独自のプレミアムをつけたりということで、今度は事業者のほうがもっと頑張ってやっていただかなければならないのではないかとこのように思っておりますので、一応そういうふうにおっしゃいますけれども、私どもとしては、ありがとうございます、頑張りますというふうな御返事をいただいておりますので、協力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

このプレミアムの宿泊券にしても、さっきの商品券にしても、全部完売してしまうというのが本当に目標だと思うんですけども、もし、完売できなかった分に関しての、この160,000千円と6,000千円、この分の売れなかったときのお金というのは、臨時交付金になっているので、売れなかった分は返すのかどうか、そこら辺、済みません、聞きたいんですけど。もし残れば、どういうふうな形になるのか。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

基本的には、補助金でございますので、精算になると思います。ただ、旅館の宿泊券につきましては、完売をするだろうと予測しております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。川原議員。

○8番（川原 等君）

58ページの道路新設改良費ですか、工事請負費のほうの農集処理施設進入路改修ですか、この分の道路の今の現状と、それと、どのように仕上げるのか、お伺いいたします。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

処理場の進入道路の改修の件でございますけど、現在、処理場予定地まで、ふるさと農道から市道になっておりまして、その分の将来的に他の施設の汚泥とかの搬入の際に、市道といえども、ほとんど左右農地でございますので、農耕用等の支障を来すということで、用地買収まではいかなくても、現在の土羽部分を利用いたしまして、5メートルぐらいに改修するというので、延長につきましては、511メートル程度の改修を予定しておるところでございます。

以上でございます。（「改修の程度」と呼ぶ者あり）改修の程度ということでございますけど、現在の土羽部分を直壁の擁壁に改修をいたしまして、幅員を改良するというふうな計画であります。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

お伺いしたのは、結局、最終処理場の一番近か最終の取り付け道路ですから、一番最後の竣工前には、要するに埋設配管が出てくるわけでしょう。だから、仕上げの程度がどの辺まで持っていられるのかなと思って聞いたわけなんです。だから、側壁は、極端に言えばエルウオールか何かで持っていかれて、今の路盤というのはそのままの状態ということで考えていいわけですか。後で掘るもんですから。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

御質問のとおり、現在の路盤はそのままでということで、改良、拡幅した部分については、現在の高さまで舗装をするというふうな計画であります。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。川原議員。

○8番（川原 等君）

54ページの農業集落排水処理施設の改修20,000千円の予算が組んでありますけど、これは塩田の3カ所だったですか。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

これにつきましては20,000千円の予算をお願いしておりますけど、現在の供用開始地区の美野、上久間、馬場下地区の各機器の修繕ということで、美野に950千円、上久間に5,290千円、馬場下に13,760千円の配分を予定しております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

機器の改修ですか、中の機械の改修になるわけですか。参考までに聞ければ、結局どういふふうにするのか、教えていただければと思いますけれども。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

内容でございますけど、まずそれぞれ供用開始をいたしましてから、美野につきましては平成7年、それから、上久間につきましては平成9年、馬場下につきましては平成11年というふうな供用開始の時期になっておりますので、それぞれの機器が取りかえ時期、あるいは更新時期というふうなことになるようになっておまして、上久間につきましては、何カ所か予定をしておりますけど、一番大きなものにつきましては、し渣の脱水機のふぐあいによる交換というふうなことで、あと何項目か予定をしております。

それから、馬場下につきましては、上澄み排水装置等の更新を予定しておまして、あとそれぞれ機器の改修ということで予定をしております。

それから、美野につきましては、ホッパー室の排気ファン等の負荷、過負荷を起こしているため、ふぐあいが生じておりますので、これの更新ということで、あと流量ポンプ調整等の更新を予定しているところです。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第8款、土木費までの質疑を終わります。

次に、歳出61ページから71ページまで、第9款、消防費から第12款、公債費までについての質疑を行います。質疑ありませんか。秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

66ページの社会教育活動事業費の中で、放課後子ども教室推進事業、ちょっと項目は減っていますけれども、活動が少なくて済んだというのはどういうことでしょうか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後2時33分 休憩

午後2時34分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

お答えします。

これについては、事業費の精算ということで、当初予定しておりました報償費あたりが、若干回数が減ったとか、それから、指導者の問題で全体の事業ができなかったということで、トータルで事業費の精算をしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

児童クラブとか、ずっと連携してこれから先もやっけていかななくちゃいけないというように、それから、レクリエーションとか、そういうものもいろいろこれから先、支援とかもしていかななくちゃいけないというか、ちょっときのうの一般質問でも言いましたけれども、伊万里とか唐津とか鹿島とか武雄とか、この地区でも、指導者の方が1人できると思うんですね。だから、そういうのでレクリエーションとか、そういうアドバイザーの資格を持っている方なんですけど、こういう活動はますます必要と思うんですよ。だから、この子ども教室のほうもしてあると思うんですけど、だから、そういうのでちゃんと見てあるのかなと思って、減っているんだけど。これから先はまたふえる必要があると思うんですけれども。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後2時35分 休憩

午後 2 時35分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。野副議員。

○14番（野副道夫君）

1 点だけお尋ねします。

62ページです。13節の委託料の中で、適応指導教室指導員の委託料が5,081千円計上されております。新年度の予算を見ますと、211千円掛ける12カ月掛ける2人で5,081千円ということになっておるわけですね。1年の新しい予算の中に5,080千円ありながら、3月期の補正の中で5,081千円というのは、なぜ今どきなのかなという疑問を抱くわけですが、あと20年度が、期間的、時間的に幾らもないわけですね。したがって、20年度に5,081千円を必要とする、その理由について教えていただきたい。

○議長（山口 要君）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

お答えします。

ただいまの御質問の中で、委託料に人材派遣の分ということで、特別支援教育支援員と、それから適応指導教育支援員の分を合わせまして、10,162千円計上いたしておりますけれども、これは1節の報酬と関係がございまして、委託料に節間の流用をして、不足分を補正いたしております。嘱託職員から人材派遣会社のほうに切りかえた関係上、委託料のほうが増になっております。と申しますのは、当初は非常勤の嘱託職員で予定をいたしておりましたけれども、当初、面接をいたしまして、非常にそれぞれ適応指導教室の指導員、あるいは特別支援教育支援員につきましても、教育的配慮が必要な子供たちを支援していくわけですので、なれた方がいいということで、非常勤の嘱託職員につきましては、面接をした結果、縛りがありましたので、教員の免許とか、あるいは市内の方を採用するということが人材派遣会社のほうに来ていただいたようなこととさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

そうすると、報酬の中から費目がえをしてここに移ったということで理解をせにゃいかわけですか。

○議長（山口 要君）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

はい、そういうことです。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

教育費のところの9目の……

○議長（山口 要君）

何ページですか。

○4番（秋月留美子君）続

あ、済みません。67ページです。

一番最初のころ言っていたところの質問でしたけど、文化センターの工事請負費なんですけれども、15,000千円、これがどういうふうな工事なのか、お教えてください。

○議長（山口 要君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

お答えします。

これについては、平成元年に文化センターが開設しておりますが、約20年を経過し、施設の外壁とか屋根等の洗浄、ひび割れ、それからタイル面が浮いている部分もありますので、そういうところの改修並びに階段壁がクロスが大分はがれてきておりますので、その改修ということで今回お願いしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。川原議員。

○8番（川原 等君）

今の件をもうちょっと詳しくいいですか。屋根は防水ですかね、外壁は何をどう変えるんですか。

○議長（山口 要君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

お答えします。

舗装工事と防水工事、それから塗装ですね、そういうことで外壁、それから屋根等、それからタイル面の浮き等の工事を予定しております。

以上です。

○議長（山口 要君）

川原議員。

○8番（川原 等君）

外壁のタイル面の浮きを今言っておられたんですかね。その分はもうチェックは済んでいるわけですか。

○議長（山口 要君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

一応建設課のほうにお願いをして、見積もり等をお願いしながら今回の補正をお願いしております。

屋根については、塗装ということでお願いをしております。幾らか屋根がわらがとれているところもありますので、そこら辺の補修も含めたところでの工事ということでお願いをしております。

以上です。（「屋根は、かわらということね」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。園田議員。

○5番（園田浩之君）

文化センターの件で、図書館のほうじゃなくて入り口のところで、一般質問とかでいろいろ改修ができないかという質問を再三私も聞いておるんですが、今回、この改修工事の件で、この件が問題に上がらなかったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

お答えします。

今回は、この前の常任委員会的时候も御質問がございましたが、入り口の辺とか、そういうふうなところの改修もやりましたけれども、まず全体的なひび割れ等があつて崩落があつたらいけないというふうなことで、まずそちらを優先しようということで、今回の工事をお願いしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

今回が、これは優先するというので、議会の中で再三質問に上がっていたことは、二の足にしたというふうに理解してよろしいわけですね。

○議長（山口 要君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

お答えします。

見逃がしということじゃなくて、ほかの面も含めてまた検討をしていくというふうなことで、エレベーター設置とか、それから自転車置き場とか、そういうふうな面も含めて考えていくということで、今回は外壁等の補修工事ということでお願いをしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

3問目です。

再三申し上げますように、何人かの議員が同じような質問をやっておりますので、嬉野以外の方から、あそこのセンターを利用するに当たって、入り口はどこですかねと聞かれたときの説明とか、知らない人を案内するに当たって、勝手口から出ているような失礼なイメージが随分あるもので、早急に入り口の改修を、早めに改修していただきたいと望みますので、よろしく願いいたします。

○議長（山口 要君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

今、議員の御質問の件について、早急に対応できるように努力をしたいと思います。

終わります。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第12款、公債費までの質疑を終わります。

次に、72ページから75ページまで、給与費明細書補正から地方債の現在高の見込みに関する調書補正までの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで地方債の現在高の見込みに関する調書補正までの質疑を終わります。

これで議案第12号全部の質疑を終わります。

次に、76ページから94ページまで、議案第13号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、95ページから104ページまで、議案第14号 平成20年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第2号）全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、105ページから113ページまで、議案第15号 平成20年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、114ページから121ページまで、議案第16号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）全部についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、122ページから126ページまで、議案第17号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）全部についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、127ページから135ページまで、議案第18号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）全部についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、136ページから144ページまで、議案第19号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）全部についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第19号の質疑を終わります。

次に、別冊、議案第20号 平成20年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第20号の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで午後3時まで休憩をいたします。

午後2時46分 休憩

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑を行います。

最初に、議案第21号 平成21年度嬉野市一般会計予算についての質疑を行います。

平成21年度嬉野市予算・嬉野市予算に関する説明書 1 ページから16ページまで、第4表地方債までの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第4表地方債までの質疑を終わります。

これから事項別明細書、歳入についての質疑を行います。

予算書69ページから74ページまで、第1款、市税についての質疑を行います。質疑はありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

先ほど補正予算のときにもお聞きをしたわけなんですけど、補正予算のときの御説明でいって、今度また21年度の当初予算を見たときに、かなり減額にはなっているわけなんですよ、今回の当初予算の歳入見込みというのは。それはあくまでも、均等割の分が1万3,000人から1万2,700人に減少したと。あと所得割の分がやはり減少したということで計上されているわけなんですけれども、先ほどの補正予算の御説明の中で、やはりどうしても個人についても、法人についても、徴収率が低下ぎみにあるというふうな御説明を受けた流れでいくと、今回のこの金額についても若干どうなのかなという危惧を持つわけですよ。というのは、徴収率の97%、これが結局、個人についても97%本当にできるのかなと。特に、法人については、やはりかなり厳しい状況にあると。先ほどもそういうふうに言われておったわけですね。徴収率の低下の傾向があると。そういう中で、法人については98%なんですよ。だから、このあたりの97%と98%という徴収率が本当に実現できるものなのかという危惧をするわけなんですけど、税務課としての見込みとしていかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

個人の住民税につきましては、前年予算比較で1.3%の減というふうに計上をさせていただいております。これにつきましては、平成20年度の市民税の予算を作成する場合、ある程度、含みというのを持たせてつくってはおりました。というのは、やっぱり徴収率、景気の動向がどういうふうな結果を示すか、非常に判断しづらい面があったということでございます。

そういう中で、平成21年度の予算編成につきましては、市全体の財源は非常に厳しい状況

にあります。それで、厳しく算定をさせていただいております。目いっぱいといったら、また徴収率とかいうことにもなりますが、財源確保の面からも辛めの算出をしたところでございます。

徴収率につきましては、市民税のほうが昨年96.94%、ほぼ97%台、法人が98.86%の実績でございます。

個人の住民税の97%でございますが、当然、我々税務担当とすれば徴収努力等を図る必要がございます、97%を目標として頑張る所存でございます。そのためには、徴収の手法等もいろいろ新しい取り組みを入れたところがございます。

法人につきましては、98.86%の実績がございますが、現況からして厳しいことも想定されますが、マスコミ等で報道されるような大きな事業所等が嬉野にはございません。中小企業、そういう中にあるということで、ある程度の徴収率は確保できるんじゃないかというふうに判断をいたしたところがございます。そういうことで、予算書にも計上しておるような徴収率で臨んで上程をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

あらかた御説明を受けたわけなんですけど、やっぱり一番心配するのは、法人税なんですよ。特に、そのあたりは入湯税の絡みがあるんですが、やはりどうしても3月の補正予算でも減額をした。今度、21年度についてもやはり少なく計上してあるわけですよ。それだけ結局、お客さんが減っているとなると、やはりどうしても旅館関係さんの収益というものはかなり落ちてくるというふうに私は予想するわけなんですよね。この法人の中で旅館さんの割合がどれぐらいなのかというのは、ちょっと把握はしていないわけなんですけれども、やはりそういうふうなサービス業関係の、どうしても収益が、今年度が悪いから21年度について、本当にこれだけ皆さんが御理解をいただいでできるのかなというところを危惧するわけなんですけど、今の動向を感じての今の実績の98.86%、あくまでもこれは20年度の現段階でのあれですから、21年度はあくまでも今の現状の先の話ですからね、かなり厳しくなると思うんですよ。だから、そのあたりを加味したときに、法人税の98%というのが維持できるものなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

今現在、嬉野に法人545法人がございます。この中で、法人税割を納税する法人、それと

均等割のみの法人がございます。そうして見た場合に、法人税割を納めている法人というのは、20%から30%というふうになります。その中で、大きな法人税割を納税いただくのは、やっぱり大きな企業、例えば、金融機関等になります。そうした場合に、徴収率を勘案した場合、ちょっとそういうふうな金融機関等からの滞納というのはほぼ考えられない状況にございます。それから、大きな事業所の支店、大企業等の支店等になりますが、そのところもそこまで考えることは必要ないんじゃないかと思われまして、非常に経済状況が厳しい中でございますが、もう大部分の法人が均等割のみの法人、ただ税収全体で見ますと、50,000千円が均等割、40,000千円が法人税割というふうな仕組みになっております。最悪、法人税割がなければ40,000千円の減収というふうになります。ただ、そこまで今回行くのかどうかはちょっと判断が付きませんが、厳しい状況にあることは事実でございますが、ある程度の法人税割の収入も見込める、ただ、法人税割を納める法人というのは、今のところ嬉野では大打撃を受けている法人が少ないんじゃないか、法人税割も納めきれないという状況ではないんじゃないかと思われまして。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

74ページまでですよ。

○議長（山口 要君）

そうです。

○7番（田中政司君）続

74ページの入湯税について質問をいたしたいと思いますが、昨年、先ほど終わりました補正でも、結局、入湯税が減額をされまして、実質67,360千円ということで20年度見込みということでした。それに対して、本年予算66,830千円ということで、昨年の当初予算からすれば6,000千円程度減ということで予算計上をされておるわけですが、ここへ来て、要するに活性化のための交付金ですとか、あるいは高速道路の休日1千円乗り放題とか、そういう要因で多分お客さんがふえてくるだろうと、あるいはそれを利用して何とかふやさなければ、観光客をふやす対策を市としてはとっていかねばならないというふうに思うわけですが、そういう中で、予算組み上、多目に見積もるよりもという形があるのかどうかわかりませんが、こちら辺を、私とすればそういう要因もあるから、これぐらいは頑張ろうぐらいの——頑張ろうといたしますか、お客さんをふやしてやろうというぐらいの意気込みで下げるんじゃないかと、同じぐらいの数字をここで欲しかったんですが、本年こういう数字に予算組みをされた経緯を、まず伺いたいというふうに思います。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

入湯税につきましては、過去から宿泊の数、休憩の数、ずっと実績というものがございませう。その中で、ことしの実績を見てみますと、先ほど申しましたとおり十二、三%の減という実績になっております。そういう中で、予算編成をする際に、ことしの場合、前年比較で8.2%の前年比較減というふうな見込みをしておりますが、当然私どものほうといたしましても、この数字が上がることを期待いたしております。そういう中で、ここで期待を込めた数字を上げますと、歳入欠陥になってしまう関係で、そういうこともありますので、財源として使う以上は、ある程度の確実視される数字を上げる必要があるということになりますので、8.2%減の66,000千円ということで、ここで上程をさせていただいております。

以上です。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

昨年減額という補正で、そういうことにならないように、ぜひ市長、この数字を確実にクリアできるぐらいの、今後、観光客増という施策に取り組む決意といたしますか、20年度の減額補正にならないような形で頑張る、そこら辺の意気込みをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる入湯税についての御発言でございますけれども、非常に厳しい状況で推移をしているというのはもう承知をいたしております。しかしながら、旅館関係の方も非常に熱心に活動をしていただいておりますし、また、今回予算をいただいて、観光協会あたりも連携を深めようということで提案もいたしておりますので、そこら辺につきましては、今、議員が御発言のような形で、ぜひお客様がふえていただくように努力をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今、田中議員が御質問されたことと重複するかと思うんですが、歳出のほうで、観光については、国から予算が来たということで一生懸命取り組みをされるわけでなんですけれども、

収益として入湯税を上げるに当たって、歳出のほうで一生懸命されているんですけども、計画性というか、目標として、21年度は今度事業を行えば入ってくる可能性というのはいかなり厳しいわけなんですけれども、結局、歳出を受けて、22年度、今のところ20年度、21年度とずっと入湯税については下落傾向にあるわけですね、最高からですね。それを結局盛り返そうということで歳出のほうで出ているわけなんですけど、次年度については、やはりこれをどれだけ伸ばしたいというお気持ちをお持ちなのか、それはもう市長であろうが、担当課であろうが、どちらでも結構なんですけれども、目標というものの、歳出との絡みの中で目標がどういうものなのかお聞かせいただきたいんですが。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私の感覚的な目標といいますか、申し上げますと、観光地のいわゆるブロックがあるわけがございますけれども、やはり入湯税1億円以上1億円以下という大きな年間を通じての分け方があるわけございまして、これもいろいろ入れかえはあっておりますけれども、以前は1億円以上のグループに入っておったわけございまして、そういう点ではぜひそこまでは、まず回復を目指して頑張っていきたいと思っております。

やはりこれは温泉地のブランド力とか、そういうものではなくて、一つの温泉地の経営という意味で入湯税の確保というのは大事なことだろうというふうに思いますので、そこらについては努力をしないではないと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑はありませんか。梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

72ページの軽自動車税なんですけど、減免が昨年度の当初から127台から170台と、50台程度ふえているんですけど、このことについてお伺いいたします。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

約50台ほど増加しております。これは、対象者というのが身体障害者手帳をお持ちの方というふうになりますが、今まで普通車で申請を行われていた方が、軽自動車に乗りかえ、その際に、減免申請についてもこちらのほうに移行してきた部分が相当ございます。あとは、市報等によって減免申請できますよというふうなことで広報をした関係もありまして、それを見ていただきまして、申請に来ていただいた方も多数いらっしゃるようです。そういうこ

とで、50台ほどふえております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

ということは、要するに広報も効果を発揮してきたという部分ということでとらえてよろしいでしょうか。そこら辺については、わからない方もまだたくさんいらっしゃると思うので、そういう処置があるというのを広報していただきたいと思います、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

73ページですね、たばこ税のことですけど、昨年からすれば41,000千円の減で、非常に大きな減ですけど……

○議長（山口 要君）

減ですか、増です。

○19番（平野昭義君）続

増ですか、ちょっと見間違えました。済みません。

○議長（山口 要君）

そいぎ、よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑なしと認めます。これで第1款、市税までの質疑を終わります。

次に、予算書75ページから86ページまで、第2款、地方譲与税から第11款、交通安全対策特別交付金までの質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

75ページです。自動車重量譲与税ですね。これは多分、平成21年4月1日から平成24年4月30日までですかね、いわゆる車検を受けたり、新しく自動車を購入した人に、自動車重量税の見直しを行うということが大きな目玉に今回なっておるわけですね。その分でのいわゆる8,000千円の削減なのか、8,000千円の削減の理由ですね。

それと、道路のいわゆる特定財源が一般財源化になると、完全ではないですけどもなります。そのことに関係しているというふうに私は思っておりますけれども、そこら辺についてはそうなのか。

それと、この財源については、用途をきちっとなつてたわけですね、道路に使わなければ

ならないという決まりがあったわけですが、それについては、今回、撤廃されたというふうに理解をしていいのか、そこら辺についてお答えをください。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

自動車重量譲与税などでございますけれども、これらを含めまして、歳入全般につきましても、歳出全般につきましても、国の地財計画というのがございます。その中で、21年度につきましても、前年度の91.6%という数字が出ておりますので、それに伴っての減額でございます。

用途の限定ということでございますけれども、これは一般財源化で盛んに論議をされました。これについては、暫定税率の問題がございまして、確かに期間が延長されております。そういった中で、用途の限定というのは、もう本市の場合は一般財源的な使い方になってはおるわけですが、そのものをどこかの事業に充てるということじゃないわけですが、道路関係には相当の経費も使っておりますから、間接的には使っているものというふうになっております。一般財源に伴っての減ではなくて、地財計画に基づいた減ということで、当然一般財源化を含めた議論の中でのことではありましようが、自動車取得税も後だつて出てきますけれども、時限的に減免措置というのがあるそうです。そういったこともありまして、減収が生じるものという予測を国が立てる中での減額となっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

地方財政計画は、当然、総務省なりから来るんですかね、通達として。それによりますと、こういう地財計画にのっとって8,000千円の削減をしたというふうに言われていますけれども、もともと根本となるものは、自動車重量税の絡みで予算額が減ってくるというふうに私は思っているんですよね。地財計画、あるいは具体的に読んでみれば、いわゆるディーゼル車とか、あるいはハイブリットカー、この車検については減免措置が講じられると。そうすると、自動車重量税の減免措置ですよ、免除ですよ。そういう部分で、自動車重量税の収入が減るから、したがって、この自動車重量税をもとにした譲与税というのが地方においては減ってくるんですよというふうに理解をしているわけですが、そのことに対して間違いないのかというのをお聞きしておるわけですよ。

それともう1つは、譲与額については、道路の延長とか、あるいは面積を基準として今まで地方に配分されたわけですね。その配分基準についても、今回は変わっていないのかど

うかということもお聞きしたいと思いますし、もう1つ、次のページの地方道路譲与税についても、これについても、昨年まで、20年度予算までは、用途は道路費用に限定をされていたわけですね。しかし、地財計画を読んでも、いわゆる主要用途は道路費用に限定しなくていいというふうになっておるわけです。そこら辺については、財政課としてはどのように把握されていますでしょうか。（発言する者あり）

いわゆる自動車重量税が、要するに平成21年、今年の4月1日から24年4月30日まで3年ちょっとの間に、減免措置なり見直しが行われるわけですよ。自動車重量税の見直しというのは車検とか、新規に自動車を購入する場合に、車種によって、例えば、平成21年の排出ガス規制を受けた車とか、あるいはハイブリットカーとか、あるいは電気自動車、これについては自動車重量税を免除しますというふうに決まったわけですよ。となると、当然、財源が自動車重量税で減るわけですよ。その自動車重量税をもとにして、地方にこれが譲与されたわけですよ。だから、当然その影響で今回8,000千円減らしたということで理解をしておいていいんですかというのをお聞きしておるわけです。

それと、この自動車重量税、譲与税、あるいは地方道路譲与税については、用途が限定されておったわけですね。いわゆる道路に使いなさいという限定があったんですけども、これが道路特定財源の一般財源化によって撤廃されたというふうに理解をしておいていいんですかというふうにお尋ねをいたします。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

まず、減免が加味されているのかというお尋ねでございますけれども、各種法律に基づいて、そういった減免がございます。減免措置をすることを見越したところでの、全体の自動車重量税の見込みを国は立てていると思いますから、それによって配分されると。配分の基準は、道路と面積によって案分されるということですね。これには方法は変わりません。

一般財源化の話ですけども、これについては、もう用途は限定されないというふうに解釈をいたしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかには。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

76ページの地方道路譲与税、これは今、山田議員のほうから御質問もあったわけなんですけど、かなり今回削減をされたわけですよ。理由が地財計画という重量税と余り変わらんですよ、入ってくる行程というのは。そのあたりがかなり強く影響されて、これだけ大きく減額になったのかなという気がするんですが、その点の過程についてはいかがなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

これら交付金につきましては、昨年から道路特定財源の一般財源化が盛んに論議をされたものは御承知のとおりでございます。これにつきましては、暫定税率そのものを延長されておりますが、まだ確定ではございませんが、4月1日でありますけれども、21年度からの地方道路譲与税の名称が改正される予定になっております。その中で改正をして、地方揮発油譲与税というのが、一つ「目」ができそうな予定です。確定でございませぬから、予算化はいたしておりませぬけれども、その中で、地方道路譲与税は6月交付分、これにつきましては、前年分が加算されてくるという予定になっております。その中で、地財計画としては、65%減というのがあります。したがって、昨年の35%程度で10,000千円を計上したところで

す。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

81ページですけれども、先ほど言われました自動車取得税交付金ということで、自動車取得税については、平成21年から23年まで時限措置で、新車に限って、いわゆる税率の軽減措置がとられると、先ほど言われたようにそのとおりだと思うんですよ。それに伴う減額だというふうに思うわけですけれども、地財計画を読みますと、この自動車取得税交付金13,500千円、昨年当初よりも減額をされていますよね。これについては、83ページの地方特例交付金によって、その減額になった分は補てんをするというふうになっていますけれども、私から見れば13,500千円、いわゆる自動車取得税交付金が減額になっていますけれども、逆に、83ページの地方特例交付金では、当初よりも1,000千円しかふえていないんですけれども、これについては、全額自動車取得税交付金が減った部分を地方特例交付金で見るとというのが地財計画、地方財政計画じゃなかったんでしょうかねと思いますけれども、そこら辺は、担当課長としてどのように把握をされていますか、わかっている範囲で結構です。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後3時27分 休憩

午後3時27分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。財政課長。

○財政課長（田中 明君）

自動車取得税交付金につきましては、これも地財計画で80.2%ということになっております。これにつきましてはの減収分ですね、確かに議員おっしゃるとおり地方特例交付金のほうで補てんをされる予定になっております。補てんの内容がまだ定かではないですけれども、減収の一部を補てんするという、一部という表現になっておりますので、この程度になるのかというところでの計上です。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

財政課長に言いたいのは、私ども議員でありますので、具体的に言ってほしいというのを期待して質問をいたしておるわけです。例えば、地財計画で何%と、おおむねしなさいよとかいうんじゃないかと、こういう理由でもって今回削減を、地財計画に基づいてしまったというのをお聞きしたかったので、ちょっとこういう質問をしたわけですので、そこら辺については御了承してください。わかりました。一部をいわゆる地方特例交付金で補てんをしていくということで理解をしておきたいと思います。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

次、85ページ、地方交付税ですけれども、まず増の要因について、170,000千円という増になっています。これについて、アバウトな説明でいいですけれども、御説明をいただきたいと思います。

それと、去年は、地方再生対策費や頑張る地方応援プログラムというのが、ここ二、三年議論になっていきますけれども、この2つは昨年まで交付税措置されておるわけですが、これについても、21年度も同様な措置が加味されるのか、そこら辺についてお伺いをいたしたいと思います。もし、昨年同様加味されるとするならば、昨年並みの地方交付税措置だと、同様というふうに思っているのか、そこら辺についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

まず1点目の170,000千円の増の理由ですね。これにつきましては、去年の当初予算が若干少な目に見過ぎていたということもございます。今回、地財計画の中では2.7%の増ということでありますので、いろんな要因、合併の支援措置とか、あるいは地方再生対策費とか、そういったものを加味しながら2.7%の増で組んだ結果、170,000千円の増となっているとこ

ろでございます。

頑張る応援プログラム、これがあるのかということでございますけれども、これは措置される予定です。特別交付税の中でもございます。金額的には、特交の中では30,000千円の措置、これはもうルール分でございますけれども、普通交付税の中では、通常の計算の方法の過程の中で措置されるものと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

地方再生対策費と地方の応援プログラム、これも従来どおり交付税措置をされるということで理解をいたします。

それと、いわゆる雇用の問題が非常にクローズアップされまして、雇用創出推進費ということで、これも地方交付税措置を行いますというふうになってはいますけれども、それについて具体的にどのぐらいの交付税措置がされているのか、そこら辺は理解をされているのか、そこら辺についてお伺いをいたします。

それと、今回、従来の予算の捻出と違って、非常にテクニックを使っているのが、国の財源が生み出されているというふうにはほとんど言われているわけですね。そこら辺、今回、地方交付税、いわゆる別枠で1億円とか言われていますけれども、予算捻出について具体的にどのようにされたのか。そして、予算捻出をして、地方における今後の影響というものについて、よかったら教えてください。

以上です。（「最後の部分は、地方交付税における……」と呼ぶ者あり）地方の負担というのがどのように今後影響してくるのか、影響するとするならばです。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

まず1点目の、雇用の創出推進費の交付税の関係ですね。これについては、確かに21年度から22年度にかけての措置ということで交付税措置が予定をされております。これについては、まだ単位費用が幾らとか全くわからない状況でございますので、本市の場合は幾らなのかということは全く予測はついておりませんが、これに伴っての地域の雇用創出のために必要であるということで交付税措置をするということで予定はされております。これは間違いございません。

2点目の予算の捻出を今年度どうされたかということでのお尋ねでございますけれども、御承知のとおり、財政需要と申しますか、これは毎年ふえてきております。そういった中で、中期財政計画を立てていくわけでございますけれども、今回、幸いにしまして地域再生対策

費の交付金が200,079千円ございました。これらを、情報としてはかなり遅くに来たわけでもございますけれども、当初予算に盛り込む予定だったものもこれで対応すると、あるいは地方単独で、通常の予算のベースではできないなというような事業もございましたので、その地方再生対策費を活用させていただくというところで、21年度に予定をしていたものも前倒しで20年度の補正に組み込んだと。

もう1つ、交付税が少ないという話の中で、午前中の答弁でも申しましたように、地方への配慮があったということで、かなり伸びております。しかしながら、交付税そのものも臨時財政対策債を合わせたところでの、いわゆる交付税といいますか、財源不足を地方の借金で賄いなさいという、そういう臨時財政対策債の大幅発行といいますか、これが可能ということでございますので、借金に変わりはないわけですがけれども、そちらの増額はできたもので、ある程度の財源の捻出はできたということでございます。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 3 時34分 休憩

午後 3 時35分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。財政課長。

○財政課長（田中 明君）

臨時財政対策債につきましては、種々議論があるところだと思います。これは三位一体改革の中から出てきたことでもございますけれども、その以前から、平成13年度ぐらいから分権というのが叫ばれてきてから、みずからの力で財源を捻出なささいという意味も含めまして交付税が削減されかけまして、補てんをするというのができなくなったときに、それまでは国が借金してでも地方に回す金をつくっていたわけですがけれども、折半ルールというのでございまして、御承知のとおり、半分の部分につきましては、臨財債で対応なささいということになりました。しかし、その分につきましては、後年度、交付税措置をしますよということで、確かに今も交付税の計算の中には臨財債の分の交付税措置の分が確かに含まれております。これも昨年、公会計制度関係で明らかになったデータでございますけれども、今回、交付税総額が全国で15兆8,000億円、全部の交付税措置といいますか、この臨財債も含めまして交付税措置ということで約束をされておりますのが、我が国は80兆円あるそうです。といいますのは、ことしの交付税の5年分を充てても、なお足りないという状況に今、国のほうはなっていると、そういう状況ではありますけれども、約束でございますから、これは必ず守ってもらわないといけないと思っております。今の段階では交付税の中ではきちんと措置をされてきているというところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第11款、交通安全対策特別交付金までの質疑を終わります。

次に、予算書87ページから93ページまで、第12款、分担金及び負担金から第13款、使用料及び手数料までの質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

90ページですね、使用料及び手数料の欄で、河川使用料の件ですね、これは1,301千円としてありますけれども、この数字はどのようにして出されてこうなったのか、ちょっとそれだけお尋ねします。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

河川使用料の1,301千円ということでございますけど、これにつきましては、以前徴収しておりました金額をそのままここにお願いしております。といいますのも、まだ法定外公共物につきましては確認作業中ということで、その確認の作業が完了しておりませんので、以前の確実に確認ができたものについての予算をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

それでは、確認ができないところは、集金はしないと。これは平成17年のときですね、塩田町と嬉野町の決算のときに私があれっと思って発見したわけですけど、嬉野町ではもともと使用料は取りよらんやっつと。しかし、塩田町はあのころで約2,500千円ぐらいの収入があったと思います。ですから、今の話を聞きますと、確認ができた分は取っているけど、確認ができていないものは取らないといえ、そういうことで使用料の不公正というか、公平性というか、そういうのはどういう点になりますか。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

確認ができた分についての徴収と、確認ができなかった分については徴収しないと、不公平が出てくるのではないかというふうな御質問でございますけど、できる限り今のところ

確認作業中ということで、年末から年初めにかけて、旧塩田地区、嬉野地区におきまして、それぞれの確認作業を行っているところでございますので、確認ができたものにつきまして、徴収をするよう努力をいたすということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

それでは、最終的に全部あなたたちが予定された河川使用料を取られる件数とか、あるいは目標件数ですかね、わかると思いますけど、大体どのくらいの件数が嬉野、塩田でありますか。橋とかいろいろあると思いますけど。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

その件につきましては、現在、確認中という形の中で、塩田町、嬉野町を合わせまして、1,425件程度発送をいたしております。残りの250件につきまして、現在、所有者、あるいは物件等の再度確認という形で、随時確認ができ次第、発送をしています。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

使用料、手数料、この中で、分担金までを含めてなんですが、今の行政のいろんな全体的な施策の中で、この分担金とか負担金とか使用料、手数料を取っていない施策というのが何かありますか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後3時41分 休憩

午後3時41分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

お答えになるかちょっとわかりませんが、減免措置といたしまして、公会堂では、料金に算定した場合は、額にすれば年間1,900千円程度と。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 3 時 42 分 休憩

午後 3 時 43 分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

総務部長。

○総務部長（森 育男君）

お答えをしたいと思います。今の議員からの御質問に対して今、どういうふうな状況か私たちも把握できておりませんので、今後そういうふうな取り扱いがされていない事業については今後ちょっと検討をし、当たってみたいと、そのように思っております。今の現状で具体的にどのくらいというのが把握できておりませんので、お許しをいただければと思います。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 3 時 44 分 休憩

午後 3 時 44 分 再開

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

何でもかと言えば、いろんな受益者負担という原則の中で、そういうところを結局見過ごしている点がないのかなということで、まず今質問したわけなので、そのあたりが後で調査をしていただいて、あるようであれば御報告いただきたいなという気がいたします。

例として、先ほど学童保育については、たしか使用料は取っていないと思うんですよね。これは一般質問か何かでもやったんですが、今いただいているのは、あくまでも、おやつ代として1月2千円かいただいているだけなんです。あくまでも、それはおやつ代なんですよ。だから、施設を利用するに当たって、光熱費の分とかなんとかに、すべてが当たるわけじゃないですけども、一部負担という形の中で結局いただいているわけではないですよ。ですから、そういうのがあるかどうかということをもっと最初お尋ねをしました。

今度、2回目の質問では、例として今、学童を上げたんですが、以前の一般質問のときでも市長のほうから検討をしていきたいということの御答弁をいただいたわけなんです。以前の質問のときにですね。あれから約1年近くなるわけなんです。ちょっと今度は上がっていないんですよね。どの欄に入るかわかりませんが、一応、学童保育の負担金、あるいは使用料とか、そういうものについては今回上がってきていないわけなんです。

だから、前回御質問したときに、やはり受益者負担という原則にするならば、幾らかでもやはり利用者の方からいただいていくべきじゃないのかなという気がするわけですよ。言い方を変えれば、共働きだから面倒見切れないからお願いしますということで預けているわけで、家のほうでじいさんばあさん、あるいはいろんな方が家におられるなら結局預けなくてもいいということなんですよ。極端に言えば、今、皆さんの大きな善意の中の市税を使って、共働きの世帯の子供たちを見ているわけなんです。そこでちょっと不平等も生まれているわけなので、その件についての考え方というものをもう一回精査していただきたいと思います。とりあえず第1点として、そこで1回切ります。

○議長（山口 要君）

答弁はいいですか。（「答弁は多分、市長からしかいただけないでしょうから……」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

使用料の件につきましては、実は今回、また逆のほうでちょっと検討というか計算をいたしました。どれくらい使っているかということで、相当な件数でございまして……（「相当上がっておるでしょう」と呼ぶ者あり）使用料全体ではですね。

ですから、私どもとしては、これにつきましてはやはり市の施設等を利用していただくわけですから、やっぱり慎重に取り扱わなければならないということで、今回、結論を出したわけですけれども、今御指摘の放課後児童の件につきましては、今回ちょっと私のほうまでは検討をしておりますので、また、今の御意見もありますので、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

簡単なところから質問させていただきます。

89ページの総務使用料、この中で昨年までなかったんですが、ケーブルテレビ設備ということで630千円上がっているわけですよ、使用料として。この630千円の収入と、もう1つ、これがたしかシステムのほうの財源として、その他の財源で630千円上がっているわけですが、これの委託料ですかね、のケーブルテレビの設備として630千円上がっているんですよ。ここら辺のシステム費の手数料の収入と支出の関係を教えていただきたいというふうに思いますけれども。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

このケーブルテレビの設備につきましての630千円ですけれども、これは平成20年度に地域情報通信基盤整備事業を行っております。この分は、あくまでも市の財産というふうなことでありますので、これをテレビ九州さんのほうに貸し出しますので、この分の使用料ということで630千円をいただいております。

最初のほうの630千円につきましては、当然、この設備を保守、管理をしていただきますので、その分の保守管理料として630千円を支払っているというふうになっております。

以上です。（「今、ようわからんやった、何て言いよっじゃい……」「もう一回、何を貸すから収入ですか、そこら辺ちょっとようわからんやったですけど」と呼ぶ者あり）

光ケーブルの分をですね（「光ケーブル」と呼ぶ者あり）はい。広川原と上西川内の分をですね（「広川原と上西川内ね」と呼ぶ者あり）はい。その分を地域情報基盤整備事業で行いました。

この分のケーブルにつきましては、市の財産ということになっておりますので、この市の財産をテレビ九州さんのほうに貸すと。この分の使用料を630千円をお願いしているということです。（「ちょっと確認、よかですか。広川原と上西川内……」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ここで、ちょっと1回目の質問を切ります。田中議員。

○7番（田中政司君）

そうすれば、確認ですけど、広川原、上西川内間を今度設備するのは市の持ち物だと。その市の持ち物にケーブルテレビさんの今度は使用料をいただくということですか。その補修代として、その委託料を払うと。要するに、これは相殺をしているということですか。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

そういった結果になると思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

相殺をしている委託料と使用料というのは、あくまでもじゃあ対等といいますか、妥当な金額なんですか。

○議長（山口 要君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

この契約を、基本的には25,200千円で契約をしております。これは通常、耐用年数をすれば、10年ぐらいが耐用年数の期間ということになっておりますので、非常に価格としては安くなっております。

しかしながら、今言ったように当然、保守も見てもらわなきゃならないというふうなことで、この630千円という設定をしたところでございます。

というのは、全体で25件ありますので、通常、満額、光ケーブルといたしますか、CATV、月大体2千円程度ということで、2千円の25件の12カ月という考えでこの600千円という金額は設定をしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。織田菊男議員。

○9番（織田菊男君）

平野議員の関連になりますが、嬉野に行った場合、公有水面を何か温泉の管が通っているところがあると思います。これは縦断と横断と両方ありますが、このようなことは調査されておりますか。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（一ノ瀬良昭君）

お答えします。

その件については、まだ調査をしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

織田菊男議員。

○9番（織田菊男君）

今は調査をされていないということでございますが、調査をされて公有水面の使用料は取られることを考えておられますか、そのまま今の状態でほうっておかれますか。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えいたします。

縦断的、横断的な占用ということでございますので、調査をして、確実に占有者が確認の調査ができれば徴収の方向で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

織田議員。

○9番（織田菊男君）

今の答弁では、余りはっきりしたような答弁じゃないと思います。はっきりした、するならする、しないならしないと。そしてまた、平野議員が言われたように、しなかったら不公平が出るんじゃないかと思えますけど。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

占用につきましては、本人の確認のもとに自分が確実に占有をしていますよというふうなことで確認書を提出していただいて申請というふうなことになりますので、その確認書がとれた場合につきましては賦課の方法で、徴収する方向で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

公有水面に縦断した、横断はよかっても、縦断した構築物は一切認めないというふうなことが以前から言われてきておったわけですけど、だから、縦断した構築物は不法構築物じゃないのかということも嬉野町時代から常に訴えてきたわけですけど、不法な施設についても普通の賦課金が掛けられますかね。法では、公有水面上に縦断した構築物は認めていないはずなんですよ、横断はよくても。どうですか、その辺。これは何度も嬉野町時代も言ってきたことですよ。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

縦断的な占有については法的に違反しているということで、違反した不法占有物に河川使用料を賦課していいかというふうなことでございますけど、法定外公共物につきましては、国の移譲を受けまして市の所有になっているわけでございます。市への移管の前に、既に占有物件があったということで、今後、その縦断的な占有につきましては十分検討をしてまいりたいというふうなことで、縦断的な占有につきまして、不法の占有ということで、もし判明した場合の措置につきましては、今後、十分検討をしてまいりたいということで、占有者

が判明をした場合につきましては、占有者との十分な協議を行いながら、どのような方法が一番いいかというふうなことで対処をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

嬉野町時代も、だから国から移譲を受ける前に撤去なら撤去をきちんとしなさい、させてからしか移譲は受けないようにしてくださいよということを常に訴えた。その中で、不法なものは不法だからだめなんだという答弁を、その当時の町長の谷口氏からはいただいたわけです。現在の市長の谷口さんからは、どういうふうな答弁でしょうか。その辺、不法なものにそのまま賦課をして料金徴収していいものか。この点について、私だけじゃなくて、あの当時、ちょうど同僚の野副議員のほうからも質問されたときも、先ほど私が言ったような趣の答弁をいただいた記憶があるんですけど、今、聞きよったら不法なものでも料金を徴収したいというふうなことなので、そういうことになれば、いわゆる公有水面の河川法はそういうふうに変ったのか。

あるいは、さらにもう1つつけ加えて言えば、今後、私たちが自分たちの近所の農業用水に縦断してパイプを引くことも可能なのか。今までだめだということで、無理して周辺の田んぼの底を掘らせてもらって、底に布設してきてパイプなんか引いているわけですよ、縦断する以外のところは。それが溝の上というの、だめだということの原因は、水害等で流されたりしたとき大ごとだということで縦断はだめだと常に言われてきとったわけです。ですから、私たちは地域の中でもそういうことをしないようにするためには結構努力してやってきとった経緯があります。自分たちが常に管理しよる水路の上であっても縦断した構築物はだめだということはずっと言われてきておったわけですけど、これを今後は認めなきゃならんことに、一部を認めればなるはずですけど、そういうふうな形にされていきますか。そういうふうな条例をつくれますか、どうでしょう。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

その当時もお答えしたと思いますけど、あるいは法に抵触するものにつきましては認められないわけでございますので、そういう立場に立って処理をするということでお答えをしたと思います。

それで、そのときもいろんな御意見をいただきましたけれども、要するに国からの移譲の決定が、要するに時間が非常になかったと、はっきり言いますとですね。そういう中でござ

いましたので、我々からすればもう強制的に移譲されたという感じでございまして、交渉するいとまがなかったというのは事実でございます。

そういうことでございますので、今回、確認いたしまして、違法なものについてはまず撤去をお願いするというのが筋であろうと思います。それがだめならば、また法的な手続をとらせていただくということで今、部長が申し上げましたように、先方とも十分協議しながら法に沿って処理をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。園田議員。

○5番（園田浩之君）

平野議員の質問に対しての答弁に対して、また再度お尋ねいたしますけれども、確認できたものから使用料を徴収するということでしたよね。そして、確認できていないものに関して、まだ確認できていないものがありますので、それは随時、確認をしていく。その後、徴収するという答弁でございましたけれども、確認できているものに対しては、じゃあいつから徴収されるのが1点と、最終的な確認はいつごろをめどにされているのか、2点お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

現在は、道路占用物の個人が確認している分の確認申請という形で提出をさせていただいております。

それから、その後、本人がその分につきましては確認しましたよという形になりますと、申請書の提出をお願いしますということになります。それで書類審査をいたしまして、許可書の交付をいたしましてから、それから電算関係の入力をして納付書の発行ということになりますので、極力平成21年度は徴収したいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後4時1分 休憩

午後4時1分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えいたします。

先ほど課長から答弁がありましたように、確認できたものについては本人申請によりまして占用料を決定して納付書を発行するというふうな手順になりますけど、非常に残っている地区につきまして、今、御質問等がっておりますように、市街地につきましての確認作業がかなり手間取っております、今の状況でいきますと8月ぐらいをめどにというふうなことで確認作業を進めたいと思っております。

確認できた占用につきましては、条例上は5月いっぱいというふうな納入規定がございますので、納付書、本人確認の申請、あるいは占用料の決定、電算用の依頼ということで、できるだけ条例等にのっとった納付期限によりまして納付書を発送いたしたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

それでは、システムというか、成り行きがよくわからんので、申請して初めて確認ということになって、使用料は申請しなければ生じないというふうなことになるわけですかね。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

まず、その占用物件が自分の占有物件であるというふうな確認を今、各家庭、文書で発送して確認をしております。それと、それが自分の物件だというふうなことが確認できれば、議員おっしゃられるように占有申請書というのを提出していただきまして、その申請書に基づきまして、今の条例上の占有料を決定するというので、初めてそこで賦課が発生するというのでございまして、申請が仮に境界等の確認が不十分でなくて、これについては自分の物件であるけど、果たして隣の境界がなかなか定まらないというふうな場合には申請そのものができなくなりますので、申請ができなかった場合につきましては、占有料は市としましては賦課ができないというふうなことになっておりますので、申請に基づいてその占有料を賦課するというふうなことでございます。

以上でございます。（「後でまたゆっくり聞きます」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

市道とかの拡張に伴って、それが公有水面上にどうしても占用せにゃならんようになった場合という案件もあろうかと思えますけど、こういう場合、市道拡張に伴って、どうしても公有水面上まで自分が使わにゃ車の出入りもできないんだというふうなことになる場合についても、普段どおりに、当たり前前に賦課されるのか、そういう場合は減免されるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

すべての占用物件につきまして占用料を賦課して徴収するというふうなことではございませんので、占用をしていらっしゃる物件につきましてはいろいろなケースがあろうかと思えますので、免除規定というのがございますので、それに照らし合わせて該当すれば免除というふうなことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

道路占用料の中で、今、確認作業されているんですよね、道路について。それは違う、河川だけですか。

そしたら、中には道路についても里道関係で、あれも一応なっておるんですよね、市のほうにね。その点についても、道路占用料というのが現在、発生しているのかどうかお尋ねをしたいんですが。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

里道につきましては、占用料は発生をしておりません。道路占用料につきましては市道と市道敷ということで、里道につきましては、道路占用料は今のところ発生をしておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

というのが中身は、昔は畑であって里道があったけれども、結局嬉野のまちの中でいけば、結局、周りが全部市街化になってしまって、その上に家が建っているところも結構あるんで

すよね、里道の上に、ですよね。

そういう場合は、結局、道路占用料とかなんとかが発生しないのかなという疑問が今出たもんですから。中には払い下げをしていただきたいという方もいらっしゃると思うんですよね。だから、そのあたりの調査そのものは何もされていないんですかね、道路に関しては。河川についてはずっとされていますよね。だから、まず調査をされているのかどうかと、結局、建物等によって占用している分については今後も一切占用料としては取らないのかですね。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

その件につきましては、個人さんからの払い下げがあった場合は払い下げをするという形になっています。

以上でございますけど。（発言する者あり）

その件につきましては、現在は調査をしておりません。今後については、予算等もありますので、今後検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今までは河川ばかりがちょっとクローズアップされて調査されておったんですが、やはりそういう里道関係の占用料というのも結構発生していると思うんですよね。これを取るのか取らないのかというのは執行部の考え方次第だと思うんですけれども、もしこれについても今後取っていくんだということであれば、先ほど課長が言われたように、結局、調査にかなりのお金がかかるわけですよね。ですから、そのあたりまで含めて計画性そのもの、あるいは考え方というものがどういうものか、今現在わかればお答えをしていただきたいし、今のところちょっと返答のしようがないということであれば、次回のときでもこの方向性というものを市長のほうからでもお聞かせ願いたいんですが。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

詳細についてはちょっと私もわかりませんが、いわゆる国調のときに一応、そういう点で調査はあっているんじゃないかなと思います。ただ、現況とまた違うかもわかりませ

んけれども、国調で調査をして、そのままになっているんじゃないかなと思いますので、そこはもう少し専門的に調べてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

だから、調査をされるじゃないですか。された後に、結局、河川の占用使用料と同等に道路について、里道についても結局、占用料として将来は持っていくのか持っていないのか。そのあたり、今のところまだちょっと自分ではまだ把握できていないからそこまで答弁できませんということなのかどうなのかということなんです。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる河川使用料が発生するという基本的な考えに立ちますと、やっぱり公的な財産を利用することになりますと、当然、私有財産とは違いますので、使用料なり占用料といいますか、そういうのは発生するというのが、立場的にはそういうふうな考えだろうというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○7番（田中政司君）

92ページの衛生手数料についてですけど、これは出のほうとも関連しますので、入りのほうのし尿くみ取り使用料、入りのほうだけとりあえず質問したいと思いますけれども、157,260千円というのが手数料として入ってくるわけですが、この徴収方法として、コンビニ手数料かれこれあるかと思いますが、そこら辺、具体的にどういうふうなやり方で徴収をなされるのか。例えば、毎回毎回の徴収になるのか、月決めの徴収になるのか、そこら辺の徴収方法を……

○議長（山口 要君）

もう一遍最初から。田中議員。

○7番（田中政司君）続

衛生手数料のし尿くみ取り手数料157,260千円についてですけど、これは出のほうでも出てきますけれども、かなりそこら辺ではこんがらがると思いますので、入りのほうだけで質問をしたいと思いますが、徴収の手法として、いろいろここに納付書送付とかあるわ

けですが、そこら辺の具体的にですよ、例えば今、業者さんが行っていらっしゃるのは委託と申しますか、業者さんが手数料をいただいておられるわけです。

それと、リッター当たり1回幾らということで請求書を出されてやるわけですが、これを市が徴収をするとなれば、例えば、月締めで1カ月当たり幾らというふうな送付書になるのか、一回一回の送付書になるのかというその徴収ですね。

それと今、くみ取り手数料、私ちょっとわからないわけですが、その手数料と市が手数料としていただくリッター当たりの単価、そこら辺の差異についてお尋ねをいたします。

○議長（山口 要君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

このし尿くみ取りは、4月1日からのくみ取りで始まりまして、一月おくれの5月に納付書、口座引き落とし書を送付いたします。

それと、単価につきましては、18リットル当たり200円、消費税まで掛けまして210円としております。これは昨年10月1日からの改定と同様でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

4月1日から始まって、1カ月分を5月の月に月の精算として請求書を送るということですね。単価としては、今の単価と変わらないという考え方ですね。

まずお聞きをしたいのは、それではなぜ、まずここでこういうふうなことにしなければならなかったのか。要するに、委託というやり方で、市がこういうふうにならなければならなかったのかという点と、最後、こういうふうな徴収のやり方をすると滞納というのが発生すると思うんですよね。当然、滞納というのが発生してくると思うんですよ。業者さんが一件一件くみ取りを終わった後に請求書をやって徴収をするのと違って、1カ月おくれで送付書をやるというふうになると滞納というのが発生をするかと思うんですが、そこら辺の対策をどう考えておられるのか、この2点。

○議長（山口 要君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

滞納につきましては、2回を限度として、滞納をされた場合には、3回目からはくみ取りをいたしません。

それと、この委託になった理由ですけれども、今後、公共下水道、農集排等の接続により
ます減少が予想されますので、委託をするものでございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

○6番（副島孝裕君）

今、お尋ねのとおり、し尿くみ取りが新たに4月、今年度から発生するわけですが、この
件に関しては、非常に市民の方が困惑されているというのですか、私も先週、環境下水道課を
尋ねて一応説明はお聞きしましたが、今、各世帯に振り込み口座の手續の案内が行っていま
す。ちょうどそのときにも、書面には金融機関に提出をしてくださいと書いてありますが、
結構、市役所のほう、総合支所とか本庁あたりの窓口を持ってこられる方がありはしないか
と思ひまして、その辺と、それからそういう手續の変更がうまくいっているのか、その辺を
お尋ねします。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

今、確認作業ということで各家庭のほうに発送をしております。お尋ねのように、金融機
関に提出してくださいというふうなお願いの文章をしておりますけど、市のほうに持ってこ
られる場合も何件かあっております。一応それにつきましては、こちらのほうが受け取りま
して、金融機関に提出するというふうなことで処理をしております。

手續につきましては、今のところスムーズにというふうなことで、現在のところはすんな
り委託化ができるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

そこで、毎回くみ取りのたびに業者に現金で払っていたと。そういうことで、そのときに
払っていたから、そういう払い込みとかなんとかは考えんでよかったけど、今回そういうシ
ステムが変わることによって、一々口座引き落としにされるところはそれでもいいとしても、
やはり納付書で払うとすれば、それは例えば近くの金融機関とか、例えばコンビニでもよか
とでしょうけど、そこまで行かんばいかんというような、非常にわずらわしさというのが出
て、その辺、対応策というのはないものか、お伺いします。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

今までは直接、許可業者がくみ取りということで、その場で現金でお払いになっていたというふうなことでございますので、若干、極力、口座振替にというふうなお願いをしておりますので、できるだけそのような方向でいきたいと思っておりますけど、中には今までどおり納付書納付でというふうなお客さまもいらっしゃいますので、コンビニと金融機関等においてお支払いをいただく、あるいは市役所の会計のほうでお支払いをしていただくというふうなことになりますので、若干の今までくみ取り業者さんにその場でお支払いしていただいたお客さまに対しては若干の不便が生じるかなと、そういうふうに感じておりますので、何か方法的に納入につきまして今までのお支払いより不便にならないような方法があれば、何らかの形で業者さんが今までどおりに集金をされるのか、そういうふうな方法があれば検討をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

今の部長の説明によれば、従来どおりの方法もあり得ると理解していいわけですね。

それで、その辺の先ほど課長が言われた将来的に公共下水道、農集排、そういう接続でそういう件数が減っていくと。そういうふうな説明、それから、許可制から委託制に変わりますよというふうな、言葉でも非常にわかりにくいところがあって、そういう市民への説明の期間が足らなかったのではないかなというふうに私、実際、市民から苦情を聞いて思ったのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後4時21分 休憩

午後4時21分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

従来どおりのお支払い方法でいいというふうな答弁はしていないということで、御不便を感じられる場合につきましては、今後検討したいというふうな答弁をさせていただきました。

それと、市民への説明が十分でなかったのかというふうなことでございますけど、市民の方へのお支払い方法につきましては、今まで業者さんから市の収入になるということで、お支払いの方法は若干変更はありますが、今までくみ取り業務につきましては業者の変更もあっておりませんし、今までどおりのお客様の御要望に今後もくみ取りにつきましてはおこたえしていくというふうなことで、若干そういうふうなシステムが変わることに対しての戸惑いはあったかというふうに感じておりますので、くみ取り業務そのものにつきましては今までどおりの方法で実施をするというふうなことで、許可業務から委託業務になったというふうなことで支払い等につきまして、若干戸惑われているのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。関連ですか、園田議員。

○5番（園田浩之君）

先ほどの副島議員に対する答弁が微妙にあいまいというか、今までどおりの現金での支払いはまずあり得ないということよろしいですか。そういうことも考えられると微妙な発言だったもので。

○議長（山口 要君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

し尿くみ取りに来られた業者さんには現金は扱わないということで、口座引き落とししか納付書の発送になると思います。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

89ページの古湯温泉第1・第2駐車場、この使用料についてなんですが、去年は科目措置ということで1千円でした。今回はもう整備ができたということで100千円の計上をされております。

やはり場所がわかりにくいということで、補正関係でも電柱への巻き看板の設置とかということで案内等は結構されているとは思いますが、今の現状のこの第1・第2の駐車場の稼動としてどれぐらいあるのか。見込みとして100千円ということは年間どれぐらいを見込んでいらっしゃるのかですね。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

10月から稼働しまして、10月、11月、12月、1月、2月の5カ月間で1,553台の利用が
っております。それで、利用料にいたしまして、218,900円。このままの調子でいきますと
五、六十万円ぐらいはいくかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今の実績でいけば、単純に2倍というわけにはいかないでしょうけれども、5カ月間で189
千円、190千円ぐらいですかね。（「218,900円」と呼ぶ者あり）218千円ですか。というこ
とであれば、もうちょっとこれ、100千円じゃなくて、実績の200千円ぐらいでもよかったの
かなという気もせんでもなかとですよね。何となくですね。余りにもこの100千円という金
額が、えらく少なかったなという気がしたんですよね。

○議長（山口 要君）

観光商工課長。

○観光商工課長（一ノ瀬 真君）

今になってこの額が出てきておりますけれども、この予算を計上するときには、まだ11月
段階だったものですから、査定の段階ではちょっと余り大幅な見込みもどうかということ
で、一応財政課長とも相談しまして、100千円程度の計上をさせていただいたということ
でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

駐車場第1とか第2、インター駐車場については大体今までどおりの流れですから、ちょ
っと聞く必要はないかなという気はするんですが、住宅の分ですよね。90ページの住宅使用
の市営住宅の分。これが、前年度からすると1,300千円ほど減額になっていますよね。とい
うのは、多分中身が、結局、使用者が減になったとしか言いようがないかなという気がする
んですが、このあたりの要因としてどういうふうになっているのかと、全般的にいくと以前
から滞納の分ですよね、滞納じゃなくて未納といいますかね、未納問題がこれもあったわけ
ですよね。ですから、この未納についてもどういう状況であるのか。また、対応についてど
うされているのかですね。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

収入の減につきましては、住宅の経過年数が来ています。その分を軽減しますとこういった形で収入を上げております。

それで、今は滞納についてのあれですけど、送付状、あるいは督促状なんかを交付いたしまして請求をして、時にはお話し合いの中で夜にも対応という形で収納対策に当たっています。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

昨年もお聞きをしたと思うんですが、そしたら、今の現段階で嬉野市全域をひっくるめて結構です。幾らぐらいあるんですかね。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

平成19年度の決算で未収入が嬉野町、塩田町合わせまして約3,700千円程度あります。

以上でございます。（「現在のところでは」と呼ぶ者あり）

現在のところ、4,000千円程度あります。常時入っていますので、この分については3月決算では多分だ入ってくるんじゃないかならうかと思っています。過年度分が約2,400千円で、現年度分が約1,660千円という形になっていますので、合計で4,100千円程度未納と。この分につきましては2月末現在という形ですので、2月、3月入ってきますので、最終的には4月、5月で入りますので、もっと収入が上がると思っています。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

わかりました。一応、最終決算の時点においては昨年度よりも未納については改善できるという方向であると理解をしておきます。

もう1点お尋ねをしたいのが、ふれあい住宅ですよ、特養の横の。あそこの市営住宅の状況としてはもうすべていいんですか。特公賃についてもすべて埋まってしまったんですかね。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

その件につきましては、障害者用の住宅につきましては亡くなられて、その分、今現在あいております。それで、4月から5月にかけて募集を行いたいと思っております。

以上でございます。（「特公賃はもう入っておると」と呼ぶ者あり）

特公賃については、今現在入っておられます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第13款、使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、予算書94ページから104ページ、第14款、国庫支出金及び第15款、県支出金の質疑を行います。質疑ありませんか。織田議員。

○9番（織田菊男君）

103ページの徴税費委託金というのが38,100千円出ておりますが、3月の補正で14,000千円減額になっておりますが、この辺の説明をよろしくお願いいたします。

○議長（山口 要君）

何ページでしたかね。（「103ページ」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午後4時31分 休憩

午後4時32分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

平成21年度におきまして徴税費委託金、これは県税の取り扱い費になります。昨年80,000千円、平成21年度38,100千円、41,900千円の減というふうになっております。

この原因につきましては、平成20年度経過措置によりまして、住民税のほうから税金をお返りする制度がございました。その分で県税の負担金、当然、市税のほうからもお返りするわけですが、市県民税ということで県がお返りする分、この分が28,000千円減っております。平成21年度にはもうこの制度がないために、28,000千円。それと県税の取り扱い費、実際、

徴収する際に県税の徴収もいたしますが、その事務手数料関係が委託金として入ってまいります。昨年までは納税義務者1人に対して4千円でしたが、これが3千円、1千円減額されたということになります。この双方を合計しますと41,900千円の減というふうになります。

それから、補正予算におきまして減額をいたしておりますが、たしか9月の議会におきまして62,000千円の県の委託金を計上いたしておりますが、これを算定する際には、平成19年度の実績に合わせて算定をいたしております。いざ還付するのは20年度の状況によってお返しするわけですが、実際ふたを開けてみましたところ、転出あるいは申告しなかった人も含めまして62,000千円まで必要なかったということで、ここで減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（山口 要君）

織田議員。

○9番（織田菊男君）

委託金ということですので、38,100千円というのは、金額的には県のほうからの委託金は大体どのくらいになりますか。

○議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

県から交付される額が38,100千円というふうになります。委託金の基礎といたしましては納税義務者1人に対して3千円ということになります。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第15款、県支出金までの質疑を終わります。

次に、予算書105ページから119ページ、第16款、財産収入から第21款、市債までの質疑を行います。質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

105ページの財産収入の件についてお尋ねをしますが、塩田町のリバーサイドショッピングセンターの借地料なんですが、1,814千円ですか、これはいつからの契約でいつからまでになっているのか、その点、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

契約は、平成9年6月4日から平成29年6月3日ということで20年の契約となっております。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

20年の契約ですが、今現在、その後、ぷらっとの前にコインランドリーが今建設をされておるですもんね。借地の権利については市なんですけど、ぷらっとという契約の中でコインランドリーまであそこに設置されて、そのあたりの契約の内容についてはどう変更されておるのか、その点、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後4時37分 休憩

午後4時38分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

副市長。

○副市長（古賀一也君）

お答えいたします。

ぷらっとの前のコインランドリーの設置につきまして、その土地の使用料につきましては当時、いわゆる駐車場もある程度、公で使う場合にも利用するというようなことから、多分そこもその金額の範囲内で貸してあるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

駐車場と、この建物とは関係ないと思いますけれども、そのあたりの説明不足じゃないですかね。市の管理地なんですよね、あそこは。その後、ぷらっとを建てるということで契約を結ばれたと思うんですよ。その後、コインランドリーが数年前にできておるですもんね。その関係について、当然、契約変更はあり得るんじゃないかと思いますがけれども、そのあたりはどう対処されてきたのか、その点、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 4 時39分 休憩

午後 4 時40分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

契約が、面積として6,549平米ございます。これは全体を貸した土地代でございまして、その中にぷらっとという建物がございます。その営業の範囲の中でランドリーをやると。永久的な構築物ではございません。基礎がごらんのとおりでございすけれども、永久的な構築物じゃないということもございまして、使用料据え置きのまま、その使用の許可をした経過があると。何と申しますか、使用のありようについて、変更をする場合については、当時のいきさつの中で商工会のほうとの協議も含めまして、当時の塩田町、3者で協議をした上で変更しますという申請が出まして、認められるものについては許可をします。その中で、土地代についてはそのまま据え置きますという、そういう協議になっておるといことです。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

そしたら、今6,549平米の土地の中で、一応ほかのいろいろな施設もつくっていいということですよ、そしたら。そういうふうに解釈してよろしいですか。コインランドリーを設置されたということですが、その横にまたいろいろな建物でもつくっていいということですか。その点、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 4 時42分 休憩

午後 4 時43分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

お尋ねの件ですが、昨年末やったですかね、健康器具の販売があったときに建物が建ちましたですね。あのときにちょっと私、気づきましたので、契約書を確認しまして、新しくあの敷地内に構築物をする場合にはぷらっとのほうから協議書を出すということになっており

ます。コインランドリーのほうも協議書が出ております。借地料については変更しないということになっております。

今回の健康器具の販売については、即撤去ということで撤去されたと思います。新しくつくるのは自由につくるということはありません。あくまで市有地ですので、すべて増築する場合は市との協議ということになっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

いいですか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

関連ですけど、あそこに今のランドリーができるときに、私も少し企画課の方にかね、なぜかという、あそこは洗濯機ですから、汚水がどんどん流れることになるわけですよ。そしたら、私たちは浦田川は魚にも受けて子供に遊ばせようというにもかかわらず、こういう水をどこに流しよるかと言ったら、その店の何というか、店員は私は知りませんと。もちろんそうでしょうね。

しかし、そうしたときに、やっぱり市としてはちゃんとした契約書をとって、水の流れの方向ですね、そういう点も加味しておかには、ただの果物売りと違いますから。毎日、毛布とかいろいろ洗濯機の中で洗う、洗うということは水が要るわけ。それに薬品が要るわけ。そういう点については、ある程度御存じですか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

詳しくはちょっとわかりませんが、たしかぷらっとの排水は中央公園の便所の隣のほう、あそこのほうに流れていた、排水は考えられたと思っておりますが、確認はしていませんし、ちょっとはっきりとは言えません。ただ、あそこに流れていたんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

片山総務課長も近くやけんがよく知っておられると思いますけど、あそこは勾配がこうついてね、こっちに下っておるわけですよ。ですから、水は必ず上に流れません、下にしかです。ね。

ですから、あそこの町の、いわゆるぷらっとの浄化槽を使うために恐らく1メートルぐらいずっと埋まっておりますから、そういうふうな工事をしたのかどうか。恐らく私は浦田川

にそのまま流しよらんかと思ったわけですよ。

それからまた、それを仮に使うとしたときは、やっぱり何か浄化槽ですから、商売人が金もうけするわけでしょうが。ですから、それやったら、もう少しやっぱりあなたたちも監視をしてもらわね。私も契約書はうちに持っておりますけど、このことについてはちょっとお答えをお願いします。契約書18条の中には、そのときは塩田町でしたね。この契約書18条は、今で言う市ですけど、町がいろいろなことを必要とするときにはいつでも解除ができますという文言があります。しかし、一応20年となっておりますから、そこまではいろいろ補償金もありますからということで、いろいろ皆さん黙っておるわけですけど、なぜ言うかといえば、体育館の一番皆さんが望む場所のところでもんね。

ですから、そういう点について片山課長、あなたが今の排水の問題と、それから契約書の内容について、私はちゃんとうちに持ったものは行っておりますから間違いのないと思いますけど。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山善郎君）

ショッピングセンターぷらっとと借地を契約するとき、建築するときですね、県の資金を使われたと思います。ちょっと具体的にはどういう資金、名前はわかりませんが、県の資金を使われて、その償還期限がたしか20年ぐらいじゃなかったかと思います。それに合わせて借地の期間を20年ということに定めてあったと記憶はしておりますが。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今の保障期間ですね、それは15年ですよ、60,000千円。ですから、もう間もなくあと一、二年すれば一応、その保障期限は済むと思います。

ですから、このことについて、あくまでも塩田町のためにも、ぷらっともなっておられますけど、中身をよくよく見れば、塩田のいわゆる嬉野市内のお店の方は2店舗で、あとはみんなその市外の方と。そしてまた、おまけには、私たちは不自由しているにもかかわらずぷらっとは繁栄して、武雄にも支店を持っておられます。そういう中では、ある程度公有地を市民の皆さんが十分使えるような、そういうふうな指導をぷらっとの側にもしていただきたいと思いますが、これは片山課長が一番いいですか。御返答があったら、よかったです。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

当時は町の都合で返還という規定は入っておりますが、一方的に退去しなさいというのは、やはり契約上無理かと思えます。その辺は後日、また協議、借地料については時代時代によってまた変更は可能かと思えますが、契約期間中に退去しなさい、撤去しなさいというのはかなり厳しいものと考えます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。織田議員。

○9番（織田菊男君）

繰入金の奨学資金積立金というのがありますが、これは今までの総額は大体どのくらいになっておりますか。そして、現在の大学、高校の貸付金の割合ですね。

○議長（山口 要君）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

お答えします。

この奨学資金積立金の繰入金の件でございますけれども、これは本年度貸しつけ分を基金より取り崩したしまして、貸付金のほうに充当するものでございます。

原資が幾らあるかということで、ちょっと済みませんけど、把握いたしておりません。後追って報告いたします。（「それからまだ、貸付金を大体、今、大学と高校が幾ら」と呼ぶ者あり）

貸付金の状況ですけれども、平成20年度でよろしいでしょうか。（「貸しつけている金額」と呼ぶ者あり）

平成20年度で申し上げますと、20年の新規の分で大学が4件、専門学校が1件、高校が5件、計10件でございます。金額は4,116千円。

それから、今までの継続の貸しつけがございますので、その分が合計で申し上げますと29件、合わせまして、全体で33件の分で15,360千円となっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

織田議員。

○9番（織田菊男君）

それと、今現在10,360千円の貸しつけがあるということですが、要するに年間の返済額が載っておりましたが、補正でもありましたが、予定より2,000千円ぐらい多かったと思っておりますが、年に大体どのくらいの今年度は、来年、要するに21年度に支払いがあるかですね。また、もし支払いがないときは、父兄または保証人を立てているか、いないか。

○議長（山口 要君）

お諮りいたします。議案質疑の途中でありますが、本日の会議時間は議事進行の都合によって午後5時30分まで時間延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を午後5時30分までと延長することに決定をいたしました。

それでは、議案質疑の議事を続けます。教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

お答えします。

貸付金の返還ということですが、114ページに貸付金元金についての償還処分について13,800千円、21年度は見込んでおります。

あとは、収納関係で保証人に請求をしているのかということでございますけれども、現在のところはまだ保証人まで至っておりません。とりわけ貸付人の方に、保護者の方をお願いをいたしまして、収納に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。田中議員。

○7番（田中政司君）

1点だけ教えてください。

117ページ、雑入なんですけど、この中でごみ有価物の売り払い。確かに鉄の値段が下がったり、いろいろ有価物の値段、かなり下がっているかと思いますが……。

○議長（山口 要君）

ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

午後4時53分 休憩

午後4時54分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

田中議員。

○7番（田中政司君）

済みません、ばたばたさせまして。ごみの有価物の売り払いなんですけど、昨年度の当初予算が25,548千円ですかね。それで、補正は多分かかってないで、この3月の補正もかかってないわけで、実績あたりちょっと若干わからないんですが、鉄の値段、あるいはペットボトルの値段とかいろいろあるわけですが、アルミの値段等々あろうというふうに思います。細かい数字は後で聞きに行きますけれども、大きいところで、要するにこれが本年度予算はも

う1割ですよ。25,000千円に対して2,140千円というぐらいに下がっているわけですよ。値段的にそれぐらい下がったのか、大きな要因としてですよ。有価物の値段がそれだけ一気に下がったのか、あるいは有価物の量というのが下がったのか、そこら辺、大きなその要因といますか、これだけ予算を落とした要因で一番最たるものを数点教えていただきたいというふうに思います。

○議長（山口 要君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

有価物の売り払いの額ですが、これが下がった要因ということですが、一番最大の要因は昨年の北京オリンピック以来、10分の1ぐらいに単価が下がっております。（「何のですか」と呼ぶ者あり）鉄とか……（「全部が」と呼ぶ者あり）ほとんど、それからアルミ缶ですね——が下がっております。

以上でございます。（「よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで歳入予算全部の質疑を終わります。

お諮りいたします。議案質疑の途中ではありますが、本日はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定をいたしました。大変お疲れさまでございました。

午後4時56分 延会